

# 第3回芽室町総合計画審議会

日 時 平成19年11月14日(水) 19:00～  
場 所 芽室町役場 地下第2・3会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 事務局説明

①町民説明会の結果について

・説明会議事録

資料 1

資料 1-2

②中期財政計画(平成20～24年度)について

資料 2

③基本構想(平成20～29年度)について

資料 3

・将来像への意見

資料 3-2

④実施計画(平成20～24年度)における重点施策について

資料 4

(2) 審 議

①基本構想(案)について

②実施計画(案)について

(3) その他

・今後のスケジュールについて

4 閉 会

## 芽室町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

委員氏名	審議会役職	(参考) 総合計画検討委員会役職	
		全 体	専門部会
堂畑 忠雄	会 長	委員長	総務部会 部会長
小山 友子			総務部会 副部会長
武藤 保宏			住民福祉部会 部会長
明瀬 幸子			住民福祉部会 副部会長
家内 裕典	副会長	副委員長	経済部会 部会長
西本 富行			経済部会 副部会長
青木 昇			教育部会 部会長
荘司 和子	副会長	副委員長	教育部会 副部会長

(任期：平成 19 年 3 月 28 日～平成 21 年 3 月 27 日)

## 第4期芽室町総合計画(原案)説明会開催状況

団体 ①	開催日時	平成19年11月5日(月) 19:00~		
	開催場所	中央公民館2階講堂		
	参集範囲	町内会・行政区代表者等		
	参加人数	19人		
	主な意見 要旨	項目	意見概要	
		国際交流	◆本町は、トレーシー市との交流を行っているが、東南アジア諸国との姉妹提携がないことに疑問。	
		財政状況	◆お金(財政状況)が心配。合併しない方向で進んできているが、予算は本当に大丈夫だろうか。	
自主・自立		◆今後10年間の中で、合併の話が出てこないとも限らない。今後10年自主・自立で行こうというスタンスか。		
将来都市像		◆10年後に東芽室は19号以東に延びないのか。工業系として位置付ける構想となれば、夢と希望があるのでは。		
防犯対策	◆犯罪件数はこれからの人口減に伴い減少するのか。また、めむろーど付近に防犯カメラなどの対策を。			
公営住宅 協働	◆東栄西地区は教員住宅が多い。老朽化したものは整理してほしい。 ◆町民一人ひとりの参画が大事。若い人にも参加してほしいが、教育委員会とも連携を。			

団体 ②	開催日時	平成19年11月6日(火) 14:00~		
	開催場所	中央公民館2階講堂		
	参集範囲	町内福祉団体関係者		
	参加人数	17人		
	主な意見 要旨	項目	意見概要	
		障害者支援 高齢者福祉	◆障害者への通所交通費助成はこれからも継続するのか。 ◆今後高齢者人口が増えるのに福祉サービスの成果指標の目標値はなぜ現状値から変わらないのか。	
		保育所	◆保育所待機児童数の成果指標は現状値・目標値とも0人だが、なぜこの指標を掲げたのか。	
地域福祉		◆高齢者・障害者福祉では介護ヘルパーの力が重要。ヘルパーの養成は重要なので指標に掲げてはどうか。		

団体 ③	開催日時	平成19年11月6日(火) 19:00~		
	開催場所	中央公民館2階講堂		
	参集範囲	町内経済団体関係者		
	参加人数	41人		
	主な意見 要旨	項目	意見概要	
		目標人口	◆平成29年度の目標人口19,000人は、町としてどのような考え方で、人口を増加させようとするのか。	
		経済循環	◆商工業の売上確保を図り地域内で経済循環をすすめるための具体策は、どのようなものか。	
学校教育		◆特色ある学校づくりとは、具体的にどのようなことか。また、学区の関係で、東側の人口は増えているが、西側はクラブ活動など行えない状況になるのはかわいそう。		
幼児教育	◆充実した幼児教育に関して、指導者交流会は誰が対象か。また、農村地域保育所の統合はどのようなきっかけでなるのか。			

団体 ④	開催日時	平成19年11月7日(水) 14:00~	
	開催場所	めむろーど2階セミナーホール	
	参集範囲	町内会連合会理事・役員等	
	参加人数	14人	
	主な意見 要旨	項目	意見概要
	計画全般 農業	◆これまで1期から3期まで、計画通り進んできたと思うか。 ◆農業において土地はもちろん水資源の活用が産業・観光などいろいろな面で大事だと思うがどのように考えるか。	
	中心市街地	◆時代の流れで仕方がないが、商工振興については農協も東芽室に移転してしまい、足がない人は困っている。	
	将来像	◆将来像の中の「子育てのまち」について、今後高齢化が進む中、高齢者への福祉の視点が抜けており、視点を少し変えられないか。	
	評価	◆計画の点検・評価はどこでどのような形で行っていくのか。	
	地産地消 文化	◆地産地消の成果指標は不十分ではないか。 ◆芽室町はスポーツではゲートボールがあるが、文化は、これといって、はっきりしたものがなく、他のまちに負けないものがほしい。	
	保健医療	◆成果指標の「健康的な生活習慣を身に付けた町民の割合」は、どのようにして測っているか。また公立芽室病院の医師数の目標は高いがどのように増員するのか。	

団体 ⑤	開催日時	平成19年11月7日(水) 19:00~	
	開催場所	中央公民館2階講堂	
	参集範囲	教育関連団体等	
	参加人数	3人	
	主な意見 要旨	項目	意見概要
	高齢社会 の協働	◆協働というのだから町民を巻き込まなければならない。説明会で意見を聞くのもナンセンス。こういう分野はどうですか、と町民に提案することも大事。心のつながる活力あるまちに。	
	若い世代 への対応	◆昔から住んでいる自分たちは、どこに行けばどういう情報があるか分かっているが、町外から入ってきた若い人たちは色んなポテンシャルを持っているのに発揮の仕方が分からない。そういう世代に情報を提供し力を引き出すことに力を入れてほしい。	

一般 ①	開催日時	平成19年11月12日(月) 19:00~	
	開催場所	めむろーど2階セミナーホール	
	参集範囲	一般町民	
	参加人数	7人	
	主な意見 要旨	項目	意見概要
	住民負担	◆現在に比べ、10年後の町民負担はどれくらい増えるのか。	

一 般 ②	開催日時	平成19年11月13日(火) 14:00~		
	開催場所	めむろ一ど2階セミナーホール		
	参集範囲	一般町民		
	参加人数	14人		
	主な意見 要旨	項目	意見概要	
		宅地造成	◆帯広から近い方に宅地造成しないのか。帯広に勤めている人にとっては職場に近い方がよい。	
		財政計画	◆中期財政計画に関する新聞報道を見たが、公共サービスの供給と経費抑制の関係はどうか。職員が減って公共サービスは達成されるのか。	
		高齢者福祉	◆今後高齢者人口が増えるのに福祉サービスの成果指標の目標値はなぜ現状値から変わらないのか。 ◆老年人口・高齢者人口・シニアと似た言葉があるが、言葉の定義はどうか。	
		安全・安心	◆「安全に暮らせる生活環境づくり」は、安全でなく安心。安全が守られて町民は安心して暮らせる。統一的概念を持った方がよい。	
		保 育 所	◆これまでの第1期から3期の総合計画では、中央保育所を新築するという計画は入っていたか。老朽化しているのでとても気になる。	
図 書 館		◆町図書館は充実していてよい。分館や宅配サービスはどうか。		
公共サービス		◆公共サービスの低下、税金への我慢などどこまでできるか。財政状況を見て十分考えてもらいたい。		
土地利用		◆新しく造成を考えている東芽室の西20号から西19号の間について、中心市街地が疲弊するなか、この都市開発のやり方はどうか。優良な農地を潰して宅地造成するのは、農業の町としていかがか。		
環境・I社*	◆「クリーンエネルギーの推進」とあるが、クリーンエネルギーについて具体的な話はあるか。			
計画全般	◆お金の裏打ちが大事。絵に描いた餅とならないよう、80歳を過ぎた人も夢があるものを早く目に見える形にしてほしい。			
高齢者への配慮	◆病院の待ち時間や、冬場の歩道など、高齢者への配慮がほしい。年寄りがいれば安心して暮らしていける計画にしてほしい。			
商業活性化	◆新しいスーパーは来る予定あるか。農協が移転し、ダイイチは遠くフクハラは配達していない。			

◆団体説明会開催数5回 参加者数合計94名

11/5(月) ①町内会長等 19名

11/6(火) ②福祉団体関係者17名(社会福祉協議会、民生児童委員協議会、柏の里めむろ保護者会、どんぐり会、育児クラブ連絡協議会、オクル)

③経済団体関係者41名(商工会、商工会女性部・青年部、消費者協会、建設業協会、農協、農協女性部・青年部、農村青年連絡協議会、芽室町農業委員会)

11/7(水) ④市街地町内会連合会理事・役員14名

⑤教育関連団体等 3名(PTA連合会、体育会、老人クラブ連合会)

◆一般説明会参加者合計 29名

11/12(月) ①一般7名 11/13(火) ②一般14名 ③一般8名

◆団体+一般 123名

## 第4期芽室町総合計画(原案)説明会【団体】①

- 日 時：平成19年11月5日(月) 19:00~20:20
- 場 所：中央公民館2階講堂
- 対 象：町内会・行政区代表者等
- 出席者：19名

[意見交換]

**国際交流について**

意見：基本構想P21にある「個性的で心豊かな人と文化を育む人づくりの推進」の中で、交流について触れている。国際交流協会の会員として気になることとしては、本町は、トレーシー市との交流を行っているが、東南アジア諸国との姉妹提携がないことを疑問に感じている。

課長：本町がトレーシー市、広尾町、揖斐川町と交流を行っているなか、アジア諸国と提携がないという御意見だが、国際交流協会の事業等ではアジア諸国の習慣を学ぶ・知る機会に向けた活動はあると承知しており、そうしたPRに協力しながら努力したい。

意見：短期間しか滞在しない方も多くなかなか難しい部分がある。交流は言葉から始まる要素がある。

課長：農業実習生などアジア諸国から来られる人もいる。町民活動に結び付くようにしたい。

**財政状況について**

意見：「お金」のことが具体的に書かれていないが、春先に出された財政シミュレーションでは、35、6億円の基金残高が10年後には無くなると書いてあったと思う。1カ月して再度シミュレーションしたら1億円浮いたから、ごみ袋の値段を改定する、という話だったか。北海道も5兆円の借金もあると聞いている。芽室町は大丈夫なのだろうか心配がある。合併しない方向で進んできているが、予算は本当に大丈夫なのだろうか。まちなかには閉まっている建物も多い。私は農家だがこれから品目横断的経営安定対策により10%ほど所得が減るだろう。となると町民税も減るだろう。この計画は立派な計画だろうが一番心配なのはお金。それと、水道の洗浄も。水道事業を民営化した方がよいという教授もいる。配管掃除だけで1千万かかる。そうした突発的なことがあることを考えると、余計にそう思う。

課長：自主・自立推進プランの財政シミュレーションのご指摘だと思うが、基金で埋めていく余裕のない予算となることは確か。平成22年度あたりが厳しいピークとなるだろう。地方交付税も不透明な状況。ただ、地方交付税が現状の仕組みで続く限りは、即財政破綻ということにはならないと考える。本町は35%程度が自主財源だが、逆に言えば6割程度が国や道に依存していることであり、そうした動向を見極めて危機感を持ちながら運営する必要はある。ただ現状すぐにどうこうなるというものではない。自主・自立推進プランの財政シミュレーションは住民生活に密接に関係する事業を効果額として表したものだ。今回は総合計画とあわせて中期財政計画を策定し、町全体の予算を総体的に表したものを作成。その計画を見る限りでは即座に危機的状況になるものではないが厳しいものであることは間違いない。

水道については群馬県太田市が実際に民営化。視察もしたが、現状、十勝管内では受け手となる事業者がない状況と考えており行政としてやっていきたい。

基本は歳出削減があり、その後に基金取崩しがあり、その後に住民に負担頂くという優先順位があると考えている。すぐに住民負担に転嫁するようなことはしない。ごみの値上げについては説明会等でもいろいろ意見を頂いていると承知しており、値上げしない方向からも検討している。

副町長：平成19年度の基金残高は 35 億6千万円。出入りを見てこの5年で23億円程度まで落ちるだろう。経常経費以外の投資的経費を見込みながら進めるが、基金は極端にゼロにまでなるものではない。10年スパンの中で5年を見越し、その後さらに5年を見据える。実行計画では毎年ローリングを行う。

部長：水道の話に関係して第8次行革大綱でも歳出削減に取り組んでおり、退職者不補充など人件費の抑制、民間委託や指定管理者、アウトソーシングを取り入れながら、サービス低下にならないように進めている。

#### **自主・自立について**

意見：第4期計画は第3期計画を継承しているものと受け止めた。先ほど（副町長の挨拶では）夢と希望を持って、と言っていたが、第4期計画は自主自立の要素もある。合併議論もあるなか19,000人の将来人口を掲げているが、この10年の間で合併の話がまた出てこないとも限らない。10年間、自主・自立で行こうというスタンスなのか。

課長：平成16年2月に、「当面」合併をしないで自主・自立で行くとしたところ。十勝町村会では一市構想というものもあるが、本町としては、現在のところ自主・自立のスタンス。今後合併議論が起これば、そうした気運が高まるか、国がそうした波を起こしてくるか、財政的な面の変革が起これるか、いずれにせよ合併を検討せざるを得ない状況となれば方向転換することもあり得るが、今の時点では自主・自立をベースに考えおり、それが基本スタンス。外的要因による検討せざるを得ない場合はその必要があるだろうが、今の構想では合併論まで考えていない。

#### **将来都市像について**

意見：3期総計と同じ都市像図だと思うが、10年後には19号以東に延びないのか。夢と希望を持つのであればそうした考えがあってもよいのでは。

部長：行政の継続性と3期総計の土地利用を検証した結果として、こうした図とさせて頂いた。国も中心市街地の整備を進める、いわゆるコンパクトシティを推し進めており、新市街地よりも中心市街地を重視。少子高齢化は進み十勝全体でも人口は今後減少。将来増加する要素はなかなかない状況。20号から19号までは50haもの土地があるが、すぐに着手される状況ではなく、今後10年の中でも後の方になるだろう。まずは中心市街地の人口密度を上げることを重点的に行う必要があり、東への延伸は後になると考え、都市像図は19号までに留めた。

意見：10年後の工業振興を考えるのであれば、工業系にするということも考えてはどうか。東4条帯広線の4車線化や高速道路の札幌圏までの全線開通など交通ルートが確保されることを考えると、工業系として位置付ける構想となれば夢と希望があるのでは。

部長：職住近接型を基本とした考えであることは3期総計と同様。東工業団地には明治乳業も4月から稼働する予定であり御意見として頂く。

### 防犯について

意見：犯罪件数の成果指標は現状166件／年→目標150件／年というのは、人口が減少するから単純に減るという発想だろうか。昨今、めむろ一ど付近では素行不良の者も多く防犯カメラを設置するという話も聞いたが、そうした対策は必要でありぜひお願いしたい。

主査：犯罪件数については、過去の経緯を見ると⑭230件、⑮235件、⑯232件、⑰175件、⑱166件とかなり減少してきたところ。さらに一気に減らしていくのは難しいと考え目標として150件とした。また、推計人口は減少しているが、本町は目標人口を19,000人として増加を掲げており、人口は増加するが犯罪件数は減少させるという考え。

部長：防犯カメラについては、町として至急街灯を設置するとともに、カメラについても予算措置を検討して設置したいと考えている。

### 教員住宅について

意見：公営住宅の建替えなどは年次計画に基づいていると思うが、東栄西地区には教員住宅も多い。入居者は短期の方も多く町内会に入ってもらえず協力してもらえないことも多い。教員住宅も老朽化したものは芽小の西側のように整理してほしい。

部長：芽小の西側は昭和30年代の建物だったので最終的に解体して分譲。東栄町についても老朽化に応じて解体して分譲したいと思う。

### 協働について

意見：見た目素晴らしい構想だが、問題は どうやってこれを実現するか。財政面もあるが、「協働」の担い手である町民、人がどう関わるか。町民がどう参画するかを考えると…。町内会では道路掃除だけでなく児童公園の管理やフラワーロードも行うようになったが、昔は各行事にもっと沢山参加する人がいたという声もある。計画が絵に描いた餅とならないように一人ひとりの参画が大事。若い人にも町内会活動に参加してほしいが経済的に苦しい人もいるし無理は言えない。でもそうした想いは根本にはある。学校教育も含めてその辺りの認識はどうだろうか。よい方向に向けるには教育委員会との連携なども含めて10年どう進むのか。

課長：町内会によっては道路清掃や公園管理を担って頂いている。協働の一環として進めているが、反省としては、そうした活動は強制ではなく納得して、ということの基本として取り組んで頂いているつもりだが、押し付けと捉えられた面もあるのかと反省。あくまで御理解頂いた町内会に担って頂くもの。今後はさらに説明と対話が重要であり、町内会に対しても会長だけに理解されればよいと思わずに手法を広げていきたい。地域担当制を5月に再構築したところであり、まだ顔と名前を覚えてもらっている段階だろうが、これから行政情報の発信と意見交換に努めていきたい。それによって全てが解決するわけではないが、切っ掛けとして対話に努めていき、そのなかで教育委員会とも連携していきたい。

意見：芽室は住みやすいという声も多い。「人」が大事。進めるのは人であり協力する手だてを心しながら進めることが大事だと思う。

## 第4期芽室町総合計画(原案)説明会【団体】②

- |                                |
|--------------------------------|
| ○日 時：平成19年11月6日(火) 14:00~15:00 |
| ○場 所：中央公民館2階講堂                 |
| ○対 象：町内福祉団体関係者                 |
| ○出席者：17名                       |

[意見交換]

### 障害者支援について

意見：施策1-3-3「障害者の自立支援と社会参加の促進」の主な取り組みの中にある障害者の通所交通費助成は、平成20年度からも町で出してくれるのか。

課長：国の制度を見極めながらやっていきたい。今は単純に答えることはできないが、具体的に整備し、総合計画の中では計画的に助成を続けていくとしている。

意見：町が何パーセント、国が何パーセントというのを継続していくということか。

課長：そのとおり。

### 高齢者福祉について

意見：施策1-3-2「高齢者福祉の充実」で、福祉サービスを利用している高齢者数の現状値が314人/年、5年後の目標値も314人/年となっている。目標人口の説明の中でも高齢者は1,000人増えると言っていたのになぜ変わらないのか。

主査：設定の考え方だが、地域で支え合うということで福祉サービスの利用者は減少、もしくは現状を維持すると想定したが、決定した話ではないので、担当課と話し合いたいと思う。

課長：高齢化は進む。福祉サービスの利用者はおっしゃるとおり伸びると考えるのが普通。現課と話を詰めて整理したい。⇒実施計画において成果指標を再検討

### 待機児童について

意見：施策1-2-2「充実した幼児教育」保育所待機児童数は現状値も目標値も0人であるが、なぜこれを指標にしたのか。

課長：国の施策で待機児童ゼロ作戦というのがあり、現状において芽室町には待機児童はいないとおさえている。平成24年度においても保育所に入りたいという人は入れていくので、施策を講じていくことで現状の待機児童ゼロを維持していくということ。

### 介護ヘルパーについて

意見：施策1-3-1「地域で支え合う福祉社会の実現」において、高齢者・障害者の施策は充実しなければいけないと思う。支えていくのは家庭やボランティアであったりするが、ヘルパーの力からも重要。ヘルパーの養成は重要な課題であるし、指標の一つとして挙げてはどうか。

課長：介護保険のヘルパーについては施策1-3-2の福祉サービスに含まれており、いわゆる元気高齢者についての施策は1-3-1。ヘルパー資格を持っている人の活躍は素晴らしい。情報の流通、相談体制、高齢者が活躍できる組織づくりなど、地域福祉計画の推進の参考とし、意見を持ち帰らせていただく。

**意見:**3期総はどのように振り返られているのか。

課長:3期総は介護保険導入前に作られたため、正直に言って詳しくは載っていない。例えば、ボランティアや指導者の養成などは今のようなきっちりとした計画ではなく、努めますだとか推進しますといった感じで目標が達成されたか明確にせずらい。4期で整理したい。ただ、平成12年の介護保険スタートに伴い成果はあるのではないかと思う。3期総の目標は達成されているかと思う。

副町長:財源は厳しくなっており、地方交付税は軒並み落ちている。平成19年度の基金残高は35億6千万円であるが、この5年で23億円ほどに落ちるだろう。10年のスパンの中で5年5年の実施計画、実行計画は3年の計画で毎年ローリングを行う。財政計画は毎年見直しながら事業を展開、右肩上がりに達成できる状況ではないが、事業を選びながら盛り込めることは盛り込む。

## 第4期芽室町総合計画(原案)説明会【団体】③

- |                                |
|--------------------------------|
| ○日 時：平成19年11月6日(火) 19:00~20:15 |
| ○場 所：中央公民館2階講堂                 |
| ○対 象：町内経済団体関係者                 |
| ○出席者：41名                       |

[意見交換]

### 町財政について

課長：財政関係のお話を少し。総合計画を立てるのには、もちろん財政の裏付けが必要。説明の中でお話したように、4期総に沿った中期財政計画を立てる。平成20~24年度の推計で、収入、支出の差引は毎年2~3億円ぐらい足りない。その不足分をどのようにして埋めるか？方法としては、一つ目に歳出の改革、削減。行政改革ももちろん進める。それぞれの事務事業を少ないお金で出来るだけ大きな効果を生み出す。二つ目に基金の取り崩し。平成19年度の基金残高見込みは35億6千万円。これを取り崩しながらやっていく。また、利用していない町の資産を、例えば宅地造成して売り出し収入とする。そして、どうしてもこれを補えない場合、最終的には皆さんに負担していただくことになるということで、三つ目に税、使用料等を増やす。これが今の芽室町の財政の不足分を補う考え方である。

### 目標人口について

意見：平成29年度における目標人口を19,000人としているが、町外から入れるつもりなのか。増加傾向にあるのはわかるが、町として増やしたい考えなのか？人口増となれば税収入が増えるということもあるだろうが、町はどのようにして、どのような考えで人口増とするのか。

課長：町外から人を引っ張ってきたい。推計値の18,113人に比べると目標値の19,000人には約800人増加しなければならない。まず、東めむろの宅地であるが、現在、全部に貼り付いておらず残りの宅地部分がある。20号から19号は現在市街化区域となっていないが、将来の都市像としては市街化区域とすることを検討している。しかし、国ではコンパクトシティを推進していることもあり、元からの市街地から離れたところで、新たな市街地をどんどん大きくするというにはならない。区画整理は現実には難しいが、民間による開発の可能性はある。平成29年で20号から19号に2割程度貼り付いた状況を想定し、現在の東めむろと新たに造成される宅地で700人。また、現在の市街地の人口密度は、3期総では1ヘクタール当たり40人を目標としていたが、現実には31人。4期総の目標では33人としている。市街地に借り上げ公営住宅をつくったり、町の持っている土地を宅地造成したりして300人。町外から子育て、住環境の整備をすることで人を引っ張ってきたい。

副町長：市街化区域の東側、東工には現在220社あり、明治乳業も進出。企業誘致をすることによって人口を呼びたい。平成17年国勢調査によると、芽室町は北海道で6番目に人口が伸びている。急激ではないが伸びている。目標は高くあるべきだが、今考えられるのは19,000人。

### 将来への不安について

意見：副町長が一町民として、芽室町がこのままいくと大変だと思うところは何か。

副町長：高齢化は間違いなく進む。高齢化が進むと介護する人が必要であり、今でもそうだが将来はさらに難しくなる。健康であることが一番であるので、福祉・医療など、予防して健康でいられることが大事。

### 経済循環について

意見：施策2-2-1の施策の方針に「商工業の売上確保を図り、地域内での経済循環をすすめます。」とあるが、具体的にどうやってするのか。役場の人は経済循環をどのように考えているのか。

課長：実施計画の中では工業団地立地企業への支援推進、中心市街地商店街等の振興、この2点を推進する目標としている。中心市街地の方は、商工会を中核的な組織として振興を図る。あるいは、融資制度の振興を図る。また、ステーションギャラリーやめむろ駅前プラザを中心として中心市街地の活性化を図る。中心市街地の空き家、空き店舗を土地利用の観点から考えていく。こういったことを中心に、どのような事務事業をやっていくか、今具体的には言えないが中心市街地に関しては今申し上げたようなことを考えている。役場としては、土地利用の観点から、町民活動の拠点を整備したり、空き店舗の活用など色々提案していく。

### 学校・教育について

意見：政策4-1「豊かな心を育む人づくりの推進」の中の「特色ある学校づくり」とは具体的にどのようなことか。

課長：ボランティアや体験学習、環境教育など郷土に根ざした活動をする。また、担任の他に授業のサポートをする教育活動指導助手、いじめ・不登校等の相談を受けるスクールカウンセラー、AETと呼ばれる英語指導助手を小学校にも派遣するだとか、芽室町の教育としてはこういったものが特色かと思う。今後においても特色あるものを考えていくことが必要と思う。

意見：芽室の小学校は授業時間が少ないと聞いたことがあるがどうなのか。

学区の関係で、東のニュータウンの人口が増えているが、西小の方は人口増が見込めない。中学校もそうだが、クラブ活動が行えないような状況になるのはかわいそう。

課長：授業時間が減っていることに関して、国の学習指導要領、中教審において、学力低下のため、ゆとり教育で時間を増やしていた総合学習の時間を減らし、基礎の国教理社に力を入れるとしており、現状、芽室だけで授業時間が少ないということはない。学区について、芽小は十勝管内で2番目に児童が多く、芽中においては1年生は5学級ある。教育委員会では学区見直しについて、来年、再来年検討していきたいという考えだと聞いている。

### 幼児教育について

意見：施策1-2-2「充実した幼児教育」において、指導者交流会は誰が対象なのか。また、農村保育所が9カ所から5カ所に減るとするのは、具体的にどういうことがきっかけでなるのか。人数か、あるいは時期的なものか。私は中伏古だが、地域に保育所が無くなると地域と子供は離れてしまうのではないか。

主査：指導者交流会については、現在は行っていないが、様々な組織の人と交流を持っていただくため、幼稚園、保育所、小学校の指導者を想定している。

課長：保育所統合については、何年度にどうするっていうことが決まっているわけではない。ただ、9カ所から5カ所というのは、町としてはその考えは残っている。人数的基準では10人未満で統合を検討する。中伏古の保育所は、フェンス塗りや木の剪定など地域ぐるみで活動していただいている。基準の人数を下回ったからといって、すぐにどうこうする、来年やるということにはならない。やる前にはもちろん話し合いをする。

## 第4期芽室町総合計画(原案)説明会【団体】④

- |                                |
|--------------------------------|
| ○日 時：平成19年11月7日(水) 14:00~15:15 |
| ○場 所：めむろ一ど2階セミナーホール            |
| ○対 象：町内会連合会理事・役員等              |
| ○出席者：14名                       |

[意見交換]

### これまでの総合計画について

意見：総合計画はこれまで第1期から3期まで進んできたが、担当者は計画どおり進んできたと思うか。

課長：第4期総合計画を立てる前に3期総の振り返りをしている。4期総は具体的な目標となっており、3期総は一定の成果はあったと考えている。1期も2期も振り返りをして次の計画を立ててきた。3期総については、説明の中でお話したように策定時とは状況が変わったため、あえて今回は打ち切って4期を始めることとした。ただし、3期総の振り返りした中で達成できなかったものとして、目標人口の21,000人がある。

### 農業について

意見：芽室町は農業が基幹産業と謳っているが、農業において、土地はもちろん水資源の活用が産業、観光など色々な面で大事だと思うが、どのように考えているか。

課長：まず、水道ということで考えると、市街地は上・下水道ともほとんど普及しているが、無水源地区が農村地区にあり、対策を進めている。井戸を掘ったり、浄水器を取り付けたりして取り組んでいく。非常に重要なことだと考えているので、実施計画の中にきっちり書かせていただいている。もう一つの観点から、林業についても重要と考えており、木を切ることで地中に水を貯蓄する機能が低くなってしまっているので、地域林業の推進ということも考えている。

意見：農業用水による農業の振興というのは考えていないのか。

課長：農業生産基盤の整備という中で、美生ダムから新生までの国営の農業用水施設の維持管理を行っている。また、御影地区や十勝川左岸地区など、比較的芽室町は力を入れている。美生ダムの維持管理などは今後も力を入れて農業生産基盤の整備を図っていきたい。このことも実施計画に載せている。

### 中心市街地について

意見：時代の中ではないこともあるのはわかる。しかし、商工振興について、店はフクハラかダイイチかという二つに一つという状況。農協は東芽室に移転してしまったし、足のない人は困っている。

課長：中心市街地は土地利用によりいかに活性化するか。民間の活動の場合、支援することは出来るが、行政としては主体となって進めることは難しいが、中心市街地検討分科会を庁内に立ち上げており、検討を行っている。4期総の策定が終わってもこれは続ける。

### 将来像について

意見：将来像を「みどりの中で 協働でつくる 活力と 子育てのまち」としているが、具体的に述べているのは「子育てのまち」というところだと思う。それはそれでいいのだが、高齢化がこれからも進んでいって、将来は30%になると4ページにも出ている。これからは高齢者どう向き合っていくかだと思う。高齢者に関する施策はあるが、目標に福祉の視点が抜けている。高齢者は公立病院であっても受け入れてもらえない。視点を少し変えていただけないか。

課長：子育てだけで高齢者はいいいのかというご意見は議会でもいただいている。スローガンに全てを盛り込むことは出来ないが、高齢化に対応したのは「協働」、「活力」という部分で、キーワードから直接は見えないかもしれないが入れている。実施計画にもそういった視点は取り入れていきたい。

⇒基本構想において将来像を再検討

### 評価について

意見：8ページにある点検・評価というのはどこで、どういう形で行うのか。

課長：平成16年度から事務事業の評価を行っている。目的、対象、結果などを整理し、目に付きにくく申し訳ないが、全事業をホームページで公開している。今後は施策についても評価をしたい。事務事業の評価はこれまで内部のみで行ってきたが、これからは町民も含めて評価をし、総計に結び付けていきたいと考えている。そして、それを毎年公開したい。スタートしてまだあまり年数が経っていないが、将来的には評価体制を整えたい。実施計画は5年なので、平成24年までに出来ることに限りはあるが、重点施策として5本ほど立てる予定でいる。

### 地産地消について

意見：地産地消について、「地産地消について理解が深まったと思う町民の割合」という指標では不十分ではないか。例えば、芽室町で生産の多い小麦は、町内ではなかなか町民が手に入れずらいのが現状である。

課長：ご意見を持ち帰らせていただき、実施計画に反映させていきたい。

⇒実施計画において指標を再検討

### 町の文化について

意見：施策4-2において、町民が心豊かであるというのは具体的にどのような姿か。芽室町はスポーツではゲートボールがあるが、文化はこれといったはっきりしたものがない。例えば、鹿追町には美術館や花の取り組みがある。芽室にも花菖蒲や柏の木もあるが、他のまちにも負けないものがほしい。部長、副町長の考えを聞きたい。

部長：スポーツも芸術も色んなものを文化と捉えることができると思う。今あるものは大事にしていくし、新たにつくるということも考えられる。既存の文化に頼るだけでなく、働きかけていかなければならない。ご意見を持ち帰り検討したい。⇒実施計画において趣旨を反映

副町長：町民が文化に触れる機会も必要。都市で色々な催しがあるが、町にも来てもらう。もともとある文化については広く認識していただき、ないものは年齢を問わず触れる機会を設ける施策を進めていきたい。

### 保健医療について

意見：施策1-1-1について、「健康的な生活習慣を身に付けていると思う町民の割合」は、どのようにして計っているのか。また、施策1-1-3について、常勤医師数を現状の10人から17人と目標を高く設定しているが、どのように増員するつもりか。

課長:平成14年から毎年度住民意識調査を実施。芽室町の世帯数、約7000世帯の10分の1である700世帯を無作為に抽出し、30～40%の回答を頂いており、これからの調査でも聞いていく。

主査:常勤医師数について、7人増加の内訳は、内科が2人、外科が1人、小児科が1人、産婦人科が1人。また、眼科と耳鼻咽喉科が現在は非常勤医師のため、それぞれ1人ずつ。新聞等でも報じられているとおり医師の確保は難しく、病院でもあまりにも実現が難しい目標とならないよう調整しているところで、目標値が16人か15人に減る可能性がある。

副町長:現在の医師数は13人だが、産科、小児科は1人体制でオーバーワークになっている。全国どこでもそうだが、産科の医師が不足している。固定化に向けて進めたい。

課長:資料の現状値の10人というのは平成18年度末の数値で、今は短期の方もいるが13人の常勤医師がいる。

副町長:希望としては麻酔科の医師が今は非常勤であるので、病院の医局としても常勤の医師をと考えているのだが、目標を立てても非常に難しいのが現状。

## 第4期芽室町総合計画(原案)説明会【団体】⑤

- |                                |
|--------------------------------|
| ○日 時：平成19年11月7日(水) 19:00~20:10 |
| ○場 所：中央公民館2階講堂                 |
| ○対 象：教育関連団体等                   |
| ○出席者：3名                        |

[意見交換]

### 高齢社会における活力・協働について

意見：高齢者の割合は将来3割を超えると想定され、過疎化も進む。高齢者の団体としては、高齢者はどういう権利があって、どういうことで社会に対する恩返しができるかということを考えている。

協働と言うのだから町民を巻き込まなければならない。総合計画にしても進め方が事務的過ぎるのではと感じる。説明会というのもナンセンス。計画の説明があるといっても、いちいち行かなくてもいいかという考えの人は多いと思う。

町民にこういう分野はどうですかと提案することも大事。草を刈ったり、枝きりをしたり、やっている人を見て最初は変に思っても、何度も見たり道路の見通しがよくなったりすると気持ちよく思える。言葉で言わなくても目で見ることで、心のつながりができて、活力ある町になる。

副町長：芽室町の高齢化率は現在20%を超えており、10年後には30%を超えると予想される。高齢者が増えれば支える人も必要となる。しかし、財政的に苦しい面もある。フラワーロード等活動している姿を地域の人たち、子供たちも見て覚え、ついていく。そうなるのが一番だと思う。

意見：これまでは行政に頼ってきた。協働はまだまだこれからである。現状に満足してはいけいない。

こうした会議に携わっている人は、熱い気持ちを持っている。しかし、新しく宅地が出来て、そこに入ってきている若い人たちは町に対する思いが希薄だと思う。昔から住んでいる自分たちはどこに行けばどういう情報を得られるということがわかっているが、町外から新しく入ってきた人は色々なポテンシャルを持っているのに、発揮の仕方がわからない。そういう世代に情報を提供し、力を引き出すことに力を入れてほしい。言い方は悪いが、うちがあるからただ住んでいるという人もいる。暮らしていてそういった世代との温度差を感じる。

部長：色々な人と交流が持てることで、情報の共有を図りたい。行政がどんどん情報を発信して、町民がもういいとなるぐらいの気持ちでやらなければならないのだと思う。

副町長：東めむろに公園をつくることになったが、その地域の住民の方にどんな公園にしたいか、どんな遊具を置きたいかなどアイデアをいただいた。自分たちが提案したことが反映されるという、一方的でない、そういった機会や工夫が今後も必要だと考える。

意見：住むには快適だけれども、芽室に魅力はないと言う声も聞く。

部長：住民意識ということで、音更の木野や幕別の札内のように働くところは帯広という状況がある中で、芽室においてはただ住んでいるだけというふうにならないようにしていきたい。

意見：批判されることは成長のもと。情報公開や協働、町民と行政のピンポンが大事。

部長：芽室町は町民の顔が見えやすい規模のまち。顔と顔を向き合わせてまちづくりを進めていきたい。

## 第4期芽室町総合計画(原案)説明会【一般】①

○日 時：平成19年11月12日(月) 19:00～20:00  
○場 所：めむろ一どセミナーホール  
○対 象：一般町民等  
○出席者：7名

[意見交換]

### 住民負担について

意見：現在に比べ10年後の町民負担はどれくらい増えるのか。

課長：財政再建団体となった夕張の話もあるが、すぐあのような状況になることはない。ただ、予算規模は小さくなっている。中期財政計画において、平成20～24年度は収入と支出の差し引きで毎年2～3億円不足する推計である。その不足分をどうやって埋めるか。一つ目に、歳出削減、行政改革。出るものを押さえる。二つ目に基金の取り崩し。また、町の遊休資産を例えば宅地造成して売り、収入とする。三つ目に町民の負担を考えることとなる。町民の負担を考えるのは最終的な段階。財政計画は毎年ローリングするので、その中で考えていく。町民負担は最後の手段という考え方で総合計画策定を進めている。

なお、都市計画税が来年4月から導入されることになっている。都市計画税は0.3%が上限とされているが、芽室町は0.2%を上限とし、平成23年度までは0.1%、平成24年度以降は0.2%の税率としている。他の新たな負担は現在のところ考えていないが、今後、場合によっては新たに負担をいただくこともあるかもしれない。

副町長：基金はどれくらいあるかという点、平成19年9月時点で35億6千万円。平成24年には23億円まで落ちると想定している。総合計画は10年の基本構想、5年の実施計画、3年の実行計画、実行計画は毎年ローリングを行う。住民負担は3つの段階を踏んで考えるし、行政から一方的にではなく、説明をしながらやることになる。

課長：人口についてのお話を少し。既存市街地の人口を増やしていくと説明の中でもお話したが、まず、中心市街地の活性化。借り上げ公営住宅をつくったり、町有地を活用する、これは、宅地造成や公共施設の配置等を考える。他に子育てしやすい環境づくり、これらを合わせて既存市街地の人口を増やしていく。このような考え方で1万9,000人を目指していく。

副町長：芽室町の高齢化率は平成17年度で21.5%だが、平成42年には31.7%と推計されており、これから増えていくことは確実。平成17年度の国勢調査によると、芽室町の人口は全道で6番目に伸びている。しかし、それでも今の推計では将来は減っていくとされている。中心市街地の人口も増やしていくし、東めむろは現在の20号まででも全部に貼り付いているわけではないので、その分も増えていく考えである。

## 第4期芽室町総合計画(原案)説明会【一般】②

○日 時：平成19年11月13日(火) 14:00～15:40  
○場 所：めむろ一どセミナーホール  
○対 象：一般町民等  
○出席者：14名

[意見交換]

### 宅地造成などについて

意見：私は東めむろに住み帯広に勤めている。音更や幕別はずらん大橋、十勝大橋を渡るとすぐに住宅地になっている。しかし芽室は高架のところから少し距離がある。なぜ、帯広から近い方に宅地造成しなかったのか。また、これから宅地造成する計画はあるのか。音更・幕別では二極化の問題もあるが、住む人にとっては職場に近い方がよいし、人口を増やす観点から言っても必要ではないか。

新聞に中期財政計画について載っていたのを見た。公共サービスは安定的に供給しなければならない。しかし経費は抑制されていく。その関係性について聞きたい。職員も例えば10人いる部署が5人に減るとして、公共サービスは達成されるのか。

施策1-3-2高齢者福祉の充実において、指標「福祉サービスを利用している高齢者数」が現状値も目標値も同じく314人/年であるのは、高齢者人口はこれから増えるというのになぜか。

意見：意見に対して、既存市街地に住んでいる者としては、既存市街地から遠いところに宅地を広げてほしくないと思っている。

部長：まちづくりの方向として、二極化は避けたい。中心市街地から外縁に向かって取り進めていく。現在は西20号までが市街地、今後市街地化区域となりうるとしているのが20号から19号。帯広から近い方に宅地造成することは考えていない。

課長：収入と支出の差を見たとき、平成20～24年度はおよそ2～3億円足りない。公共サービスの質を下げずこれをどう埋めるか。一つ目に歳出削減。事務事業の効率化、行政改革を行い、支出をできるだけ抑える。外部委託、民営化、指定管理者の導入推進など、また、主要施策の重点化、優先化をして進める。二つ目に基金の取り崩し。利用されていない町有財産の売却、また、税金徴収の努力をする。三つ目に住民の皆さんの負担を考えることとなる。1、2、3と段階を踏んで、公共サービスは低下しないよう知恵を絞っていきたい。

主査：施策1-3-2の福祉サービスは介護サービスを想定したもの。健康であることが一番であり、隣近所で支え合い、町民の健康のため、地域のために福祉サービスは減らしたい。しかし、現状として減ることは考えられないが、福祉サービスを受ける人の割合は減少、人数については維持とすることを目標とした。これまでの総計原案説明会でも同じ質問が出ている。わかりにくい指標であると考えており、保健福祉課と調整中である。⇒**実施計画において指標を再検討**

意見：帯広に勤めている人にとって、東めむろは職住が遠い。50歳、60歳を過ぎて芽室に働くところはなかなかない。そんなことで帯広に近い方は宅地造成しないと断定的に考えてしまっているのか。もっと柔軟に考えたらいかがか。

部長：東工には町外から働きに来ている方も多くいるし、もちろん芽室から町外の職場通っている人もいる。生活圈、通勤圏から考えても問題はないと思う。人口増加のためにも生活環境は整備していく。

### 言葉の定義について

意見：目標人口の表で老年人口、他にもシニア世代、高齢者など似た意味の言葉がいくつか出てくるが、実際の総計では言葉の説明はされるのか？それぞれの言葉の定義はどうなっているのか？

課長：老人福祉法の対象となるのは65歳以上であり、これを高齢者として扱っている。高齢者という言葉にきちんとした定義はないと思うが、整理は必要である。シニア世代については必ずしも65歳以上というわけではない。老年人口、高齢者人口という言葉の表現は整理をさせていただく。3期総でも老年人口という言葉は使っているということを申し添える。⇒**高齢者人口・老年人口の表現統一**

### 安全・安心の概念について

意見：政策3-1「安全に暮らせる生活環境づくり」、政策1-1「生涯を通じて安心して暮らせる保健医療環境づくり」について、計画の中には安全、安心という言葉が出ているが、町民からしてみれば政策3-1は安全ではなく安心。安全が守られて町民は“安心して”暮らせる。統一的概念を持った方がいい。

課長：内容整理させていただく。

### 保育所について

意見：これまで第1期から第3期まで総合計画があったが、中央保育所を新築するという計画は入っていたか。築年数も長く、老朽化しているのでとても気になる。

副町長：これまでの計画には入っていない。しかし、相当古くなっており、早期建て替えが必要と考えている。4期総に入れていくことを考えている。

課長：お配りした4期総基本構想には載っていないが、実施計画には書いている。

### 図書館について

意見：町図書館は充実していいと思う。今は車があるからいいが、車に乗れなくなったときや遠くに住む子供たちは利用しにくい。分館を考えたり、美生など図書館から遠い地域に持っていったりして歩いて本を借りに行けるといいと思うがいかがか。あるいは宅配サービスなど。

課長：移動図書館は、利用率の問題だと思うが今はやっていない。4期総にも分館については記載していない。ただ、学校図書は充実していく。学校図書に関しては国の基準があり、それを100%達成することを目指していく。

副町長：学校図書はこれまであまり充実してなかった。昨年からは司書を学校に派遣しており、また、年次計画による整備を行っていき、図書の充実を図りたい。図書館は開館時間を延長をするなどしているが、工夫しながら多くの方に利用していただけるようにしていきたい。

### 公共サービス等について

意見：経費節減だとか、公共サービスは出来るだけ下げないと言っているが、そういうことを聞いて、ということは下がるんだなとこちら側は聞いている。公共サービスの低下はどこまで我慢できて、税金もどこまで払える、我慢できるかということを考えている。財政状況を見て十分に考えてもらいたい。

課長：一般会計で言うと、平成11年には160億円だったのが今年予算では96億円。財政規模は小さくなっており、地方交付税も少なくなっている。自主財源は35%で、残りの6割は国や道に依存している。一時行政サービスが厚く、行政が何でもやるというときもあったが、これからもそれを維持することはできない。サービス低下はあるが、施策の重点化をしてという表現になる。そうしていかないと財政は成り立たない。

### 土地利用について

意見：新しく造成を考えている西 20 号から西 19 号の面積はどれくらいか？

課長：50 ヘクタール。

意見：高齢化が進み、国もコンパクトシティを推奨している中、この都市開発のやり方はどうなのか？中心市街地は疲弊しており、農協店舗は移転し、農協倉庫もどうにかしないといけない。50 ヘクタールの優良な農地を潰して宅地造成するという計画は、農業の町であるのにいかがなものか？中心市街地の駅前周辺はゴースタウン。地価も下がっている。東めむろの宅地を広げるとなると下水、除雪、インフラ整備とお金が掛かる。まちづくりとしていかがなものか。

課長：20 号から 19 号は土地区画整理組合や町が宅地造成することは難しい。国土交通省の方針でコンパクトシティというのがあり、既存市街地から離れたところを新しく市街地とすることは認めないという考えがある。4期総では中心市街地に人を集め、活性化させることを目標としている。現在の 20 号より西の開発は民間による可能性はあるとして、600 区画のうち2割に貼り付くと想定し、1世帯あたりの人員を 2.575 人を掛けて 309 人。現在、東めむろの未販売 162 区画に全部貼り付いたとして、418 人。合わせて東めむろ約 700 人、中心市街地 300 人、これらを合わせて 1,000 人の人口増を想定している。中心市街地を活性化し、高齢者には出来るだけ中心市街地に住んでいただけるよう施策を進める。

### 環境・エネルギーについて

意見：施策3-3-2「自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進」について、施策の方針に「エネルギーの有効利用をすすめます。」とあるが、クリーンエネルギーとは風力発電とか、ソーラーの援助とか具体的に何か今あればお話いただきたい。

課長：今月11月号のすまいるにも「てんぷら油で車が走った日」と特集しているが、BDFで試験的に公用車を走らせている。プロジェクトも設置しており、農業試験場の場長にお話いただいたり、なたね油を燃料とする研究を進めている。基本的にはBDFを考えており、その検討は進めている。

意見：河川の水質がよくない。酪農家の糞尿の影響があるのではと思う。意見として検討していただきたい。

### 総合計画について

意見：今回の総計は色分けがしてあり、字も大きく見やすい。実行計画はお金の裏打ちが大事。絵に描いた餅とならないよう、80 歳を過ぎた人も夢があるものを早く目に見える形で示してほしい。期待している。

### 高齢者への配慮について

意見：高齢者になり、車を運転できないと色々不便がある。計画は立派だけれども、小さなことに配慮して、実態に即した仕事をもらいたい。高齢者は病院行くのも大変、行っても長い時間待たされる。出来るなら家に来て診てもらいたいくらい。順番は違うけれど先に診てあげるなど、小さな配慮がほしい。冬は歩道に雪があつたり、歩道に車がずらつと並んでいたりして、押し車を押しながら歩道から車道また歩道という具合に歩かなければならない。子供がそばにいればというのもあるがそうもいかない。年寄りがしばらく安心して暮らしていける計画にしてほしい。

移動図書については、南が丘や大成などで新しくやってほしいと言われても持っていないでほしい。

副町長：もつともであり、実施計画に結びつけていきたい。中心市街地は、農協の本部、倉庫、資材店舗、森林組合等含め利用を計画的に進めなければならない。公共のものだけでなく、商工会、農協等も対応していきたい。

### 東工業団地について

意見：東工はどのくらい市街化区域増えるのか？

課長：19号から西の日甜前、明治乳業の横、帯広市との境の3カ所が新しく考えている市街化区域であり、新企業に対応していきたい。面積は27.7ヘクタール。

### 商業活性について

意見：新しいスーパー来る予定はあるか？農協が移転し、ダイイチまで歩くには遠く、フクハラは買った物の配達はしていないようである。

課長：農協の店舗が移転したことは、中心市街地に住む高齢者にとって影響が大きく、生活に不便を感じているとお話は聞いている。中心市街地活性化に合わせ検討したい。

意見：スーパーに配達をしてくれるよう役場で要請はできないか。

課長：あまり周知されていないのかもしれないが、フクハラでは配達を行っている。(2,000円以上)また、そのような件は役場として要望はできる。

意見：ハイヤーと契約して、いつも利用する代わりに安く乗ってる人がいると聞いたことがある。こういうことは双方に良いことなので、広報誌に載せて周知をするなど出来ないものか？

課長：個人でやっていただくことには構わないが、町が広報誌等で周知することは難しい。

## 1 はじめに

平成19年1月25日、日本が目指すべき経済社会の姿と、それを実現するための経済財政運営の中期的な方針である「日本経済の進路と戦略」が閣議決定されました。それによると、日本経済は長い停滞のトンネルを抜け出し、景気は息の長い回復を続けており、ようやく未来への明るい展望を持つことができる状況になったとしています。しかし、国全体の景気回復基調がそのまま北海道や本町の財政状況に結びつくとは限りません。

町の歳入は、所得税から個人町民税への税源移譲や税制度改正、東めむろの宅地開発に伴う町税収入の増加要因は考えられるものの、品目横断的経営安定対策に伴う農業所得の不透明さや地方交付税の削減などにより、今後しばらくは大きな伸びが見込めません。一方、歳出は平成17年度に実施した国営土地改良事業芽室地区負担金の繰上償還による起債借入の元金償還が平成19年度から開始されたことに伴う公債費の増加や、少子高齢社会の本格化に対応した子育て支援や高齢者対策などへの扶助費、特別会計への繰出金、安全・安心なまちづくりのための投資的経費などの増加が見込まれます。

本町は、平成16年度に当面合併をしないで自主・自立のまちづくりを進めていく方針を決定し、その具体的なまちづくりの実施計画として、平成17年3月に「芽室町自主・自立推進プラン」を策定しました。歳入の大きな伸びが期待できない中、持続可能な財政運営のため、職員一人ひとりが厳しい財政状況を認識し、計画・予算・評価の連動のなかで既存事業の既得権にとらわれない抜本的な見直しと政策的事業の選択と集中を進め、限られた財源でより効率的・効果的な財政運営をこれまで以上に進めていく必要があります。さらに、歳入確保に向けた施策を積極的に展開していくとともに、受益者負担の公平性と適正化の視点も踏まえた公共料金の見直しをしていく必要があります。

中期財政計画は、これまでの計画を受けて第4期芽室町総合計画の策定に合わせ、平成20年度から平成24年度までの計画として策定するものであります。今後は、社会経済情勢や制度改正などの変化を反映させるとともに、新しい総合計画に基づき策定される実行計画などを踏まえて毎年度見直すこととします。

## 2 中期財政計画の位置付けと考え方

現在の財政基本計画は、平成17年3月に「芽室町自主・自立推進プラン」の策定の際に財政シミュレーションにあわせて策定したところであります。

本計画は、経済財政環境の変化や平成20年度から新たにスタートする第4期芽室町総合計画の中期的な展望の下で、具体的な予算の裏付けをもった実行計画との連携を図るためのものです。本計画では、総合計画の実施計画の前期5年間に対応し、実行の可能性を財政上の見地からも見通しを立てるものであります。

### 【各計画の関連図】

中期財政計画は、総合計画の実施計画の前期5か年に対応するものと、3か年の実行計画に対応するものとに分けて策定し、後者については、次年度以降実行計画に連動して毎年度見直しを図ります。



表1 決算状況及び決算見込み

(単位：千円)

区 分	H15	H16	H17	H18	H19 見込み
地方税	2,248,044	2,254,779	2,310,469	2,216,006	2,390,417
地方譲与税	411,114	466,417	491,855	546,713	413,000
利子割交付金	16,275	17,073	11,217	8,235	12,000
配当割交付金		1,384	2,786	4,539	4,000
株式等譲渡所得割交付金		1,418	3,717	3,422	6,000
地方消費税交付金	182,673	200,881	187,172	201,020	197,000
ゴルフ場利用税交付金	17,623	15,434	12,441	11,062	10,591
自動車取得税交付金	133,529	127,148	129,813	122,763	124,000
地方特例交付金	76,507	89,846	85,011	63,525	18,800
地方交付税	4,286,047	3,791,699	3,621,022	3,672,411	3,486,699
交通安全特別対策交付金	6,897	6,837	6,922	7,105	7,000
分担金及び負担金	185,306	158,894	239,974	158,954	178,731
使用料及び手数料	315,444	349,364	365,924	377,363	376,546
国庫支出金	543,385	395,768	366,440	428,944	458,927
道支出金	897,353	691,494	787,351	663,436	664,184
財産収入	47,913	28,885	36,095	44,821	98,206
寄附金	368	4,417	53,833	27,581	62,174
繰入金	46,596	33,932	131,898	24,106	22,297
繰越金	176,006	160,689	161,723	164,909	269,993
諸収入	531,424	434,153	1,846,801	415,587	752,859
地方債	931,900	666,800	1,770,400	551,900	825,900
歳入合計	11,054,404	9,897,312	12,622,864	9,714,402	10,379,324

区 分	H15	H16	H17	H18	H19 見込み
人件費	1,873,703	1,855,891	1,715,231	1,679,671	1,659,069
物件費	1,398,181	1,396,975	1,420,355	1,433,177	1,465,172
維持補修費	303,423	313,375	306,730	271,921	352,897
扶助費	609,510	647,258	671,001	698,150	737,282
補助費等	1,983,030	1,271,193	4,163,955	1,273,670	1,780,306
公債費	1,253,362	1,216,675	1,166,089	1,119,800	1,261,986
投資及び出資金・貸付金	360,707	317,924	250,468	203,865	227,456
積立金	41,477	206,077	164,909	65,746	71,504
繰出金	968,764	1,011,440	1,076,257	1,116,917	1,142,694
普通建設事業費	2,042,091	1,498,781	1,522,960	1,581,492	1,620,971
災害復旧事業	59,467				9,987
歳出合計	10,893,715	9,735,589	12,457,955	9,444,409	10,329,324

表2 歳入 経常一般財源の状況

(単位：千円)

区 分	H15	H16	H17	H18	H19 見込み
地方税	2,248,044	2,254,779	2,310,469	2,216,006	2,390,417
地方譲与税	411,114	466,417	491,855	546,713	413,000
利子割交付金	16,275	17,073	11,217	8,235	12,000
配当割交付金		1,384	2,786	4,539	3,700
株式等譲渡所得割交付金		1,418	3,717	3,422	4,600
地方消費税交付金	182,673	200,881	187,172	201,020	197,000
ゴルフ場利用税交付金	17,623	15,434	12,441	11,062	10,591
自動車取得税交付金	133,529	127,148	129,813	122,763	124,000
地方特例交付金	76,507	89,846	85,011	63,525	18,800
地方交付税	3,962,430	3,494,159	3,354,657	3,412,999	3,240,699
交通安全特別対策交付金	6,897	6,837	6,922	7,105	7,000
財産収入	4,708	4,967	5,151	5,315	5,135
諸収入	28	97	2	3	2
地方債(減税補填臨財債)	579,900	409,700	319,700	290,300	243,000
歳入合計	7,639,728	7,090,140	6,920,913	6,893,007	6,669,944
対前年度伸率%	0.8%	△7.2%	△2.4%	△0.4%	△3.2%

(注) 歳入には、減税補てん債及び臨時財政対策債を含む。

表3 歳出 経常充当一般財源の状況

(単位：千円)

区 分	H15	H16	H17	H18	H19 見込み
人件費	1,646,690	1,683,876	1,541,888	1,545,873	1,520,229
物件費	915,538	888,347	936,375	959,481	1,022,281
維持補修費	168,281	184,567	195,949	173,287	185,789
扶助費	277,386	287,921	338,524	363,564	314,968
補助費等	957,083	926,258	892,461	887,902	910,872
公債費	1,188,234	1,149,415	1,101,038	1,061,009	1,210,267
投資及び出資金・貸付金	66,166	66,940	35,606	19,318	0
繰出金	616,766	615,534	607,639	634,042	675,806
歳出合計	5,836,144	5,802,858	5,649,480	5,644,476	5,840,212
対前年度伸率%	△4.5%	△0.6%	△2.6%	△0.1%	3.5%

## ①歳入

本町の普通会計の歳入規模（決算状況）は、平成12年度から縮小傾向に転じ、平成11年度と平成18年度を額で比べると約67.6億円も減少しました。

この最大の要因は、歳入の最大構成比となっている地方交付税の減少で、国の三位一体改革などにより、平成10年度の56.2億円から平成18年度には36.7億円と19.5億円も減少しています。

平成18年度の歳入構造を分析すると、町税が22億1,600万6千円と歳入全体の22.8%であり、自主財源比率も35.3%と、依存財源の動向により大きく左右される構造であり、その動向には十分な留意が必要な状況となっています。

また、経常一般財源についても減少傾向にあり、この5年間でも9億6,978万4千円の減額が見込まれ、平成19年度の普通交付税算定結果から、前年度と対比して1億7,230万円、減税補てん債及び臨時財政対策債で4,730万円の合計2億1,960万円の減額となるなど厳しい状況となっています。

なお、平成19年度の決算見込みについては、国営土地改良事業御影地区負担金の繰上償還額5億3,199万6千円と芽室中学校大規模改修事業、道営土地改良事業などの繰越明許事業費4億2,311万2千円により前年度に対して歳入歳出規模が増加しています。

## ②歳出

歳出についても、歳入規模に合わせてその規模の調整を図らざるを得ない状況となっています。

歳出構造を性質別で分析すると、ここ5年間で行財政改革を推進し職員の退職不補充などにより人件費で2億1,463万4千円の歳出削減が見込まれますが、少子高齢化対策などにより扶助費で1億2,777万2千円の増加となっています。また、公債費については、平成17年度に将来の財政負担の軽減を図るため実施した、国営土地改良事業芽室地区の負担金の繰上償還に伴い借り入れた地方債12億20万円の元金償還が平成19年度から開始されることにより前年度に比べ1億4,218万6千円の増加が見込まれます。

その他経費では、指定管理者制度の導入や民間委託の推進などにより物件費が増加していますが、国営土地改良事業の繰上償還を除く補助費等は削減しています。特別会計への繰出金については、ここ5年間でも1億7,393万円の増加が見込まれます。

経常一般財源の充当額については、行政改革の推進などにより義務的経費の抑制に努め減額傾向にあります。平成19年度は国営土地改良事業の繰上償還財源として借り入れた地方債の償還に伴う公債費の支出の増加が見込まれます。今後も同様の状況は変わらないことから義務的経費の抑制を図る必要があります。

また、今後においても学校施設や公共施設の耐震化・大規模改修の計画的な実施や、総合行政システムの更新も課題となっています。

## (2) 主な財政指標

区分	財政力指数 (3カ年)	経常収支比率 %	起債制限比率 (3カ年)%	実質公債費 比率(3カ年)%	公債費負担 比率 %
H15	0.360	76.4	7.6	-	14.5
H16	0.386	81.8	7.7	-	15.1
H17	0.408	81.6	7.8	15.3	14.8
H18	0.430	81.9	8.0	16.8	14.4
H19 見込み	0.436	87.6	8.8	17.3	16.9

(注) 実質公債費比率は平成 17 年度から新たに設けられた指標。

人件費、扶助費、公債費など毎年必ず支払う経費（義務的経費）に、地方税、普通交付税、地方譲与税などの毎年定期的に収入される財源（経常一般財源）が充当されている割合を経常収支比率といい、弾力性のある財政構造を維持するには、この比率が 80%以下であることが望ましいとされています。

起債制限比率は、地方債の発行による財政への負担が過重になっていないかどうかを示す指標で、借入金の償還金が経常一般財源に占める割合です。この比率が 20%以上の自治体については、地方債の発行に一定の制限を受けることになり、15%を超える場合は地方債の管理に留意する必要があるといわれています。

本町の最近の経常収支比率は 81.9%、起債制限比率は 8.0%ですが、この比率が上昇傾向にあり、平成 19 年度は経常一般財源である普通交付税の減少と国営土地改良事業芽室地区の繰上償還の際に借り入れした地方債の元金償還が開始されることに伴い、経常収支比率や公債費に関連する財政指標は大幅に上昇する見込みです。

また、平成 17 年度から公債費のほかに公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金や、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金、更には、公債費に準ずる債務負担行為に係る経費を加えた実質公債費比率の指標も示されました。この指標が 18%以上の場合は地方債の協議団体から許可団体になるとともに公債費負担適正化策定団体となり、25%以上となると地方債の発行に一定の制限を受けることになります。

これは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」にも示された自治体の財政状況を示す指標の一つであり、今まで以上に長期的視野に立った財政運営が求められます。

## (3) 地方債及び基金残高

(単位：千円)

区分	H15	H16	H17	H18	H19 見込み
地方債現在高	9,590,815	9,299,217	10,135,223	9,796,492	9,586,309
基金残高	4,730,055	4,920,661	3,804,021	3,856,335	3,560,900
うち積立基金	2,395,157	2,567,302	2,600,313	2,641,953	2,691,160
うち備荒資金組合	2,334,898	2,353,359	1,203,708	1,214,382	869,740

地方債現在高は減少傾向にありましたが、平成17年度末残高は国営土地改良事業芽室地区負担金の繰上償還に伴う地方債12億20万円の借り入れにより、101億3,522万3千円と100億円を超えました。

今後においては、実質公債費比率などの財政指標に注視し、後年度の財政負担に十分配慮した地方債管理や債務負担行為の設定が必要となります。

また、基金残高については、北海道備荒資金組合の納付金の一部を国営土地改良事業芽室地区の繰上償還財源として支消したことから、平成17年度末残高が減少したものであります。更に、平成19年度においても国営土地改良事業御影地区の繰上償還の財源として北海道備荒資金組合納付金を支消することから基金残高は減少します。

なお、今後財源が不足する場合は基金で対応することとなりますが、基金にも限りがあるため、極力財源不足を生じさせないように努力していく必要があります。

## 5 中期財政計画における歳入・歳出試算の条件

### (1) 歳入

#### ① 地方税

- ・ 個人住民税は、平成19年度からの税源移譲も含め、所得区分毎に近年の動向を踏まえ過去の伸び率を勘案して推計する。また、法人町民税については、過去7年間の平均を基準として推計する。
- ・ 固定資産税も過去の伸び率を勘案して推計する。ただし、平成21年度及び平成24年度においては評価替えによる影響額を見込んで推計する。
- ・ 軽自動車税は、過去5年間の伸び率を勘案して推計する。
- ・ たばこ税についても過去の伸び率を勘案するも、近年の健康志向などから△0.5%で推計する。
- ・ 平成20年度からは、新たに導入する都市計画税を見込む。

#### ② 地方譲与税、各種交付金

- ・ 地方譲与税は、平成20年度地方財政収支の8月仮試算の伸び率△0.5%で推計する。
- ・ 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金などについては、税制度や株価など不透明な部分があるため、平成20年度以降は平成19年度基準財政収入額と同額を見込む。
- ・ 地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の減収補てん措置分の増額要素があるものの平成19年度同額で平成21年度までは見込み、平成22年度以降は特別交付金分が廃止されることで見込む。
- ・ 交通安全対策特別交付金は、平成19年度当初予算額に国の平成20年度概算要求額の伸び率△11%で見込み、同額で平成20年度以降を見込む。

### ③地方交付税

- ・地方交付税については、総額抑制の方針であり平成20年度は地方財政収支の8月仮試算の伸び率△4.2%で見込む。平成21年度以降については、平成19年度を基準とし今後の事業費補正や公債費に伴う需要額を推計し、これらを除く需要額の伸び率を国の示した全国平均伸率試算の平成21年度伸率△1.5%で見込む。
- ・特別交付税は、平成20年度地方財政収支の8月仮試算の伸び率△4.2%で見込む。

### ④国、道支出金

扶助費や普通建設事業費など負担金補助等の対象事務事業の歳出に連動して推計する。

### ⑤地方債

- ・普通建設事業債は、歳出（普通建設事業）の推計に連動して推計する。
- ・臨時財政対策債は、今後も制度が継続されるものとし平成20年度地方債計画（案）の伸び率△15.5%で見込む。

### ⑥繰入金

特定事業の財源とする地域振興基金繰入金及び減債基金繰入金は、歳出推計に連動させ見込む。

### ⑦その他

- ・分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入は、歳出推計に連動して見込む。
- ・財産収入は、単年度の土地売払等を除き、平成19年度当初予算と同額で見込む。
- ・寄附金は科目を留める程度として1千円で見込む。
- ・繰越金については各年度50百万円を見込む。

## (2) 歳出

### ①人件費

職員給与関係費については、職員定数適正化計画に基づき定年退職者と新規採用者を勘案して見込む。

報酬は平成19年度当初予算額を勘案して見込む。

### ②扶助費

少子高齢化の本格化に伴う子育て支援や高齢者対策などの対象者が増加しているため、平成19年度当初予算をベースに過去の伸び率などを勘案して見込む。

### ③公債費

発行済み町債の元利償還金をベースに、各年度における普通建設事業債や臨時財政対策債の発行予定額の元利償還金を加算して見込む。

#### ④普通建設事業費

平成20年度から平成22年度までは、学校の耐震補強や大規模改修事業、道路、土地改良事業など実施計画に計上された事業費をベースに見込む。平成23年度以降については、平成22年度の事業費で見込む。

#### ⑤その他の経費

- ・物件費…職員退職不補充に伴う委託経費の増加などを考慮して見込む。
- ・維持補修費…公共施設の老朽化などを考慮し毎年度1%増で見込む。
- ・補助費等…事業会計補助は対象費用の推計によるものとし、その他補助費等は決算見込み額などから推計した額で見込む。
- ・積立金…基金運用利子積立のみとして見込む。
- ・投資及び出資金、貸付金…投資及び出資金は、上水道の整備計画に連動させ、貸付金については、平成19年度決算見込額で見込む。
- ・繰出金…個別の会計毎に過去の伸び率とともに今後の事業費や使用料収入などを勘案し見込む。
- ・予備費…平成19年度当初予算と同額で見込む。
- ・災害復旧費…平成20年度以降は見込まない。

## 6 中期財政計画

表1 年次別財政計画

(単位：千円)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24
地方税	2,467,935	2,435,386	2,478,314	2,523,384	2,541,162
地方譲与税	411,181	409,125	407,079	405,044	403,019
各種交付金	379,725	379,620	372,367	372,264	372,162
地方交付税	3,340,258	3,294,185	3,158,543	3,024,895	2,882,389
分担金及び負担金	149,919	140,307	111,623	113,125	113,125
使用料及び手数料	378,202	380,702	386,744	386,744	386,744
国庫支出金	361,858	429,840	328,829	329,898	330,973
道支出金	521,618	457,216	395,492	396,050	396,616
財産収入	26,657	26,657	26,657	26,657	26,657
寄附金	1	1	1	1	1
繰入金	19,497	18,412	18,006	18,006	18,006
繰越金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
諸収入	400,816	400,346	386,176	384,756	380,476
地方債	420,300	436,300	443,100	420,400	401,200
歳入合計	8,927,967	8,858,097	8,562,931	8,451,224	8,302,530

(注) 各種交付金には、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、地方特例、交通安全対策特別の各交付金を含む。

区 分	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	1,636,115	1,605,376	1,590,156	1,522,094	1,494,276
物件費	1,459,331	1,477,364	1,495,734	1,500,734	1,500,734
維持補修費	318,542	321,727	324,945	328,194	331,476
扶助費	768,789	771,671	774,584	777,527	780,500
補助費等	1,214,746	1,240,137	1,252,513	1,251,162	1,249,720
公債費	1,238,442	1,123,224	1,115,030	1,056,520	1,040,620
投資及び出資金・貸付金	230,640	231,222	231,839	232,489	233,066
積立金	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050
繰出金	1,092,442	1,104,610	1,068,900	1,069,931	1,015,690
普通建設事業費	1,172,842	1,157,895	951,565	951,565	951,565
予備費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
歳出合計	9,165,939	9,067,276	8,839,316	8,724,266	8,631,697

表2 歳入歳出差引

(単位：千円)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24
歳入歳出差引不足額	△237,972	△209,179	△276,385	△273,042	△329,167

(注) 不足額については、公共施設整備基金及び財政調整基金の取崩しが想定される。

## 7 経常収支及び主な財政指標の見込み

### (1) 歳入 経常一般財源の見込み

(単位：千円)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24
地方税	2,415,960	2,384,945	2,426,326	2,469,766	2,437,146
地方譲与税	411,181	409,125	407,079	405,044	403,019
各種交付金	379,725	379,620	372,367	372,264	372,162
地方交付税	3,104,590	3,068,415	2,942,255	2,817,691	2,683,888
財産収入	4,135	4,135	4,135	4,135	4,135
諸収入	3	3	3	3	3
地方債(臨時財政対策債)	205,300	173,400	146,500	123,800	104,600
歳入合計	6,520,894	6,419,643	6,298,665	6,192,703	6,004,953
対前年度伸率 %	△2.2%	△1.6%	△1.9%	△1.7%	△3.0%

(注) 各種交付金には、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、地方特例、交通安全対策特別の各交付金を含む。

歳入には、臨時財政対策債を含む。

### (2) 歳出 経常経費充当一般財源の見込み

(単位：千円)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	1,505,355	1,477,072	1,463,069	1,400,447	1,374,851
物件費	993,337	1,005,612	1,018,116	1,021,519	1,011,519
維持補修費	204,481	206,525	208,591	210,677	212,784
扶助費	353,289	358,468	359,821	361,188	362,570
補助費等	858,582	877,471	886,228	885,272	874,251
公債費	1,177,932	1,063,403	1,055,209	996,699	983,484
投資及び出資金・貸付金	0	0	0	0	0
繰出金	631,334	638,418	615,813	615,655	581,880
歳出合計	5,724,310	5,626,969	5,606,847	5,491,457	5,401,339
対前年度伸率 %	△2.0%	△1.7%	△0.4%	△2.1%	△1.6%

(注) 決算状況の推移から経常経費充当一般財源を推計。

(3) 主な財政指標見込み

区分	財政力指数 (3カ年)	経常収支比率 %	起債制限比率 (3カ年)%	実質公債費 比率(3カ年)%	公債費負担 比率 %
H20	0.441	87.8	9.6	17.4	17.1
H21	0.450	87.7	9.9	17.3	15.7
H22	0.462	89.0	9.3	16.9	15.9
H23	0.475	88.7	8.5	16.5	15.3
H24	0.489	89.9	8.4	16.5	15.4

(4) 地方債及び基金残高の見込み

(単位：千円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24
地方債現在高	8,987,633	8,512,851	8,043,333	7,600,975	7,147,387
基金残高	3,334,978	3,137,849	2,873,514	2,612,522	2,295,405
うち積立基金	2,457,238	2,252,109	1,979,774	1,710,782	1,385,665
うち備荒資金組合	877,740	885,740	893,740	901,740	909,740

(注) 積立金残高は、特定事業の基金繰入金及び年次別財政計画の歳入歳出差引不足額分を取り崩すことで見込んでいる。また、備荒資金組合の納付金については、毎年度 8 百万円の配分金を見込んでいる。

8 財政運営の健全性確保のための方策

(1) 財政基盤強化に向けた取組み

①町税等の増収と徴収率の向上

町税の確保及び納税の公平・公正の観点から徴収率向上施策を徹底して行います。

②受益者負担の原則に基づく使用料等の適正化

公共施設使用料等適正負担指針に基づき、使用料等については、行政サービスを利用する人に対して、利用しない人との公平性の観点からも受益者負担の適正化を図ります。

③未利用財産の有効活用

遊休公有財産については、行政目的達成のための活用促進等を検討し、活用の見込みがないものについては、他に転用又は貸付・売却を進め積極的な財源確保を図ります。

④各種基金の確保と活用

緊急かつ重要な行政需要に柔軟に対応するための財政調整基金、町債の計画的な償還な

どに対応するための減債基金、さらには将来予想される施設の大規模改修等への活用のための公共施設整備基金などの有効活用と積立を図ります。

このため、今後も安易な財源調整のために取り崩すことなく、歳入歳出両面にわたり見直しと改革を継続していくことにより、財政調整基金の取崩しを最小限に抑える予算編成を目指します。

## (2) 役割分担を踏まえた財政運営と外部委託

### ①行政関与の見直し

自主・自立のまちづくりを選択した本町では、役割分担（自助・共助・公助）を踏まえた財政運営と町民主体のまちづくりを進める観点から町民協働推進のための方策の検討を進めます。

### ②民営化や外部委託、指定管理者制度の推進

集中改革プランや行政改革大綱に基づき、行政の役割を明確化し、住民ニーズの変化や民間市場の成熟化等により、民間によるサービス実施がふさわしいものについては民営化を推進するとともに、行政によるサービス実施についても外部活力を検討しながら、積極的に外部委託や指定管理者制度を推進します。

## (3) 施策及び事業の優先化・重点化

### ①地方分権時代にふさわしい自主的な施策及び事業の実施

施策及び事業の実施は、地方自治体の自主的、自立的な判断が求められており、住民ニーズの反映や説明責任の達成を可能とする施策・事業選択の仕組みを確立します。

### ②財源配分の適正化

限られた財源を有効活用するために財源の配分にあたっては、今まで以上に住民ニーズを把握するとともに、行政評価に基づく改革・改善を実施しながら、施策及び事業の優先化・重点化を図ります。

## (4) 事務事業の効率化

### ①事務事業評価の活用

計画・予算・評価の連動を強く意識し、事務事業評価を活用して事務事業の見直しと効果的・効率的な事業実施を図ります。

### ②人件費の抑制

集中改革プランや行政改革大綱に基づき、行政機能のスリム化や行政サービス提供方法の見直しに応じた計画的な職員数の縮減を図ります。

### ③経常的な経費の抑制

#### ・物件費の抑制

消耗品や印刷製本費などの内部管理経費、光熱水費などの施設維持管理費については事務事業の見直しと節約による削減に努めるとともに、全ての委託業務についても見直しを図ります。

#### ・扶助費、補助費等の見直し

事務事業評価の活用により、目的や効果を十分に検証しながら、社会情勢を踏まえた基準額の検討など見直しを図ります。

#### ・繰出金等の抑制

特別会計・事業会計においては、「独立採算」又は「特定の収入による事業実施」が原則であることから、経営努力による事務事業や事業費の見直しなどにより、一般会計からの繰出金等の抑制を図ります。

# 第 4 期芽室町総合計画

## 基本構想



1. 構想の期間と将来像	.....	1
2. まちづくりの基本目標	.....	3
3. 人口指標	.....	6
4. 土地利用の方向	.....	9
5. 財政運営の方向	.....	12
6. 基本目標と政策（施策の大綱）	.....	13
基本目標 1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり		
・政策 1-1 生涯を通じて安心して暮らせる保健医療環境づくり	.....	14
・政策 1-2 子育てしやすいまちづくり	.....	15
・政策 1-3 健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実	.....	15
・政策 1-4 人々が尊重しあう地域社会の実現	.....	16
基本目標 2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり		
・政策 2-1 基幹産業の農業に対する支援の強化	.....	17
・政策 2-2 農業と連携した活力ある商工観光の振興	.....	18
基本目標 3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり		
・政策 3-1 安全に暮らせる生活環境づくり	.....	19
・政策 3-2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進	.....	20
・政策 3-3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全	.....	20
基本目標 4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり		
・政策 4-1 豊かな心を育む人づくりの推進	.....	21
・政策 4-2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成	.....	21
基本目標 5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり		
・政策 5-1 町民が主役となった地域づくり	.....	22
・政策 5-2 安定した行財政運営と町民サービスの推進	.....	22

# 1. 構想の期間と芽室町の将来像

## ◆構想の期間

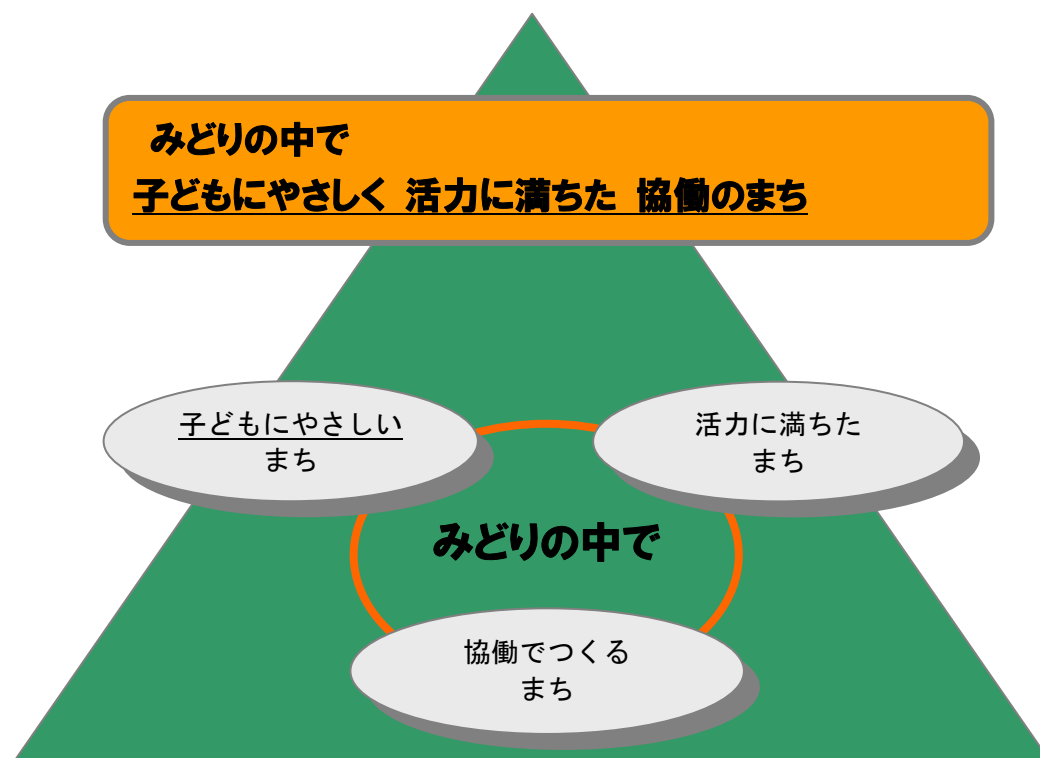
平成 20 年度 (2008 年度) から平成 29 年度 (2017 年度) までの 10 年間とします。

## ◆将来像

第 4 期芽室町総合計画 [平成 20 (2008) 年度～平成 29 (2017) 年度] では、これまでの本町における総合計画の取組を引き継ぐとともに、豊かな自然環境と農業を表す「みどり」を基盤として、子どもをまち全体で育む「子どもにやさしいまち」、産業や人々の「活力に満ちたまち」、町民の皆さんと町の「協働でつくるまち」という 3 つの視点に即した将来像を次のとおり定めます。

**みどりの中で  
子どもにやさしく 活力に満ちた 協働のまち**

まちの将来像 (平成 29 年度)



### **(みどりの中で)**

本町は、恵まれた自然環境を背景に、広大な大地に根ざした農村地域を形成し、この肥沃な大地を基盤として質の高い農畜産物を生産することにより、農業を核とした商工業の振興や雇用の創出など、地域における産業振興と経済循環のもとでまちづくりを進めてきました。

こうした本町を育む自然環境は貴重な財産であり、まち全体で環境負荷の低減に向けた循環型社会の構築と環境保全型農業をさらに進めるなどにより、豊かな資源を将来の世代に引き継いでいくことが私たちの世代の責務です。

### **(子どもにやさしく)**

次世代を担う子どもたちは、私たちのかけがいのない宝です。子どもたちを、夢と希望を持ち、心豊かに生きる力を身に付けることができるよう地域全体でやさしさを持って守り育てるとともに、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりを進めます。

### **(活力に満ちた)**

有効な土地利用と活力ある産業振興によるまちなかの活性化はもちろんのこと、子どもからお年寄りまで誰もが生き生きと活動し、多様な人々がふれあいと交流を楽しむことができる身近な地域社会の再生が、このまちに活力を与えます。すべての人々が、健康で生きがいを持って躍動する、活力に満ちたまちづくりを進めます。

### **(協働のまち)**

地方分権が進展する中、地域のことは地域で決める時代となり、自らの選択と責任のもとで自立したまちに向かってさらに歩みを進める必要があります。町民の皆さんと町の対話の機会を確保し、わかりやすい説明による町政参加への喚起や地域活動の一層の推進を図ることにより、今後の高齢化の進行にも対応した、本町にふさわしい協働のまちづくりを進めます。

このように、すべての人が、慣れ親しんだこのまちで文化的かつ安心して快適な生活を営み、誇りを持って暮らし続けることができる“みどりの中で 子どもにやさしく 活力に満ちた 協働のまち”を目指します。

## 2. まちづくりの基本目標

将来像を実現するための5つの基本目標を設定し、これまで積み重ねてきたまちづくりの成果と特色を承継しながら、未来を担う子どもたちとともに、町民が安心して暮らし幸せを実感できるよう豊かな自然に恵まれた活気あふれるまち「めむろ」の実現を目指します。

### 1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

健康は誰しもの願いです。いくつになっても健康で元気に生活でき、豊かな人生を過ごすためには、町民一人ひとりが、食の大切さを含めて健康づくりに関心を持ち、健康的な生活習慣を身に付けることが大切です。このため、健康づくりの推進や、公立芽室病院を中心とした地域医療体制の維持により、長生きして健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、子どもたちが健やかに育つような家庭や地域における子育て機能を高め、地域社会全体で子どもたちの笑顔を共有できるまちづくりを進めます。

急速な高齢化の進行とともにひとり暮らしや認知症の高齢者の増加が見込まれるため、地域に密着した高齢者福祉への対応など、地域福祉を拡充するネットワークづくり・支援体制の構築を図ります。

こうした、すべての町民の人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち、支え合いながら、子どもからお年寄りまでがともに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

### 2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり

本町は、恵まれた気候や風土、肥沃な大地を基盤とした我が国固有数の大規模畑作地帯による農業を中心とした町であり、この活力ある農業を基盤として、工業・商業・観光などとの連携が図られ町全体が発展してきました。

昨今の国際的な経済連携や自由貿易の交渉を注視しつつ、国による農業政策の転換に的確に対応し、本町における担い手の方々と農業関係機関・団体とともに連携を図り、農用地の担い手への集積や土地基盤整備の促進など、地域林業の推進とともにさらに足腰の強い農業振興を図ります。

また、消費者と生産者を結びつける地産地消を進め、地場産農畜産物の消費拡大はもとより、食の安全・安心に対する意識や食育、観光・交流の促進など地域ぐるみで推進していきます。

さらに、農業と連携した商工業の振興を図るとともに、交流の拠点となる中心市街地の賑わいや、地域資源を活かした観光の振興など総合的な取組を進め、豊かな自然と大地のもと、活力ある農業を核としたまちづくりを進めます。

### 3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

台風による水害や豪雨、地震や火災などの災害から町民の生命・財産を守るためには、日頃の災害への備えが大切であることから、災害発生時等の情報提供体制の整備など防災啓発活動や、防災体制の強化を推進します。

また、防災と並んで、防犯・治安・交通面や、消費生活においても安心して暮らせるまちづくりが求められています。こうした中で、自らのまちを自らで守るという意識や交通安全に対するモラルを高め、まち全体で防犯や交通安全などの活動を進めるとともに、消費生活の被害防止に努め、安全で明るいまちの実現を目指します。

さらに、今後の町人口の推移や年齢構成の見通しなどを踏まえた土地利用の方向性を定め、市街地の空地や未利用地を減らしながら今後の生活空間をデザインすることが重要であり、町内の住環境や生活環境、交通網が快適なものとなるよう一体的な調整を図っていきます。

本町の豊かな自然環境と景観の保全を図るとともに、新たなエネルギーの活用に向けた研究や、ごみの減量化・リサイクルを進め、環境と調和した快適で安全かつ安心なまちづくりを進めます。

### 4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

少子化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化などの社会状況から、家庭や地域の教育機能の低下が懸念され、命の尊さや心のあり方など、児童生徒、青少年の心の問題が大きな課題となっています。

子どもたちの規範意識や道徳心を育む上で、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら連携し、子どもたちが思いやりや責任感を育み、生きる力を身に付け、心豊かでたくましく育つよう健全育成を図ります。

また、地域固有の歴史・文化を保存・伝承し、一人ひとりが豊かな人間性を育みながら、「いつでも・どこでも・だれでも」が生涯を通じて学び、活動できるまちづくりを進めます。さらに、スポーツ団体の支援や指導者の育成を図り、誰もが気軽にスポーツやレクリエーション活動を楽しみ、心身ともに健康に生き生きと暮らせる環境づくりを進めます。

以上に加え、地域間交流や国際交流を通じ、町民の地域間交流等に対する意識の高揚と、それらに必要な情報の収集等から学んだ他地域の歴史や文化などを本町の活性化に活かしていきます。

こうした、教育、文化、スポーツの振興による心豊かな人づくりと文化を育んでいくとともに、他地域との交流を通じた魅力ある地域の形成を図ります。

## 5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

地方分権のもと、自らの責任と選択による「自主・自立のまちづくり」を進めていくため、徹底した情報公開と説明を基本とした町政への町民参加を強く推進するとともに、町民の皆さんの主体的な地域活動への参加を促進します。また、いわゆる団塊の世代の方々が、これまでの経験と知識を生かして地域で活動し、生きがいを感じられるような環境づくりを進めます。

こうした取組の基盤となる町財政については、農業政策の転換等による影響も懸念されますが、今後、町税の低下や地方財政制度の改革など社会経済情勢の変化に弾力的に対応できるよう、引き続き健全な財政運営を行うとともに、効果的で効率的な行政運営を一層推進し、安定した町民サービスの提供に努めます。

町民の皆さんの活動が活発化する明るいまちとするため、安定した行財政運営と町民参加による地域づくりを推進し、町民が主役となった自治に基づくまちづくりを進めます。

### 3. 人口指標

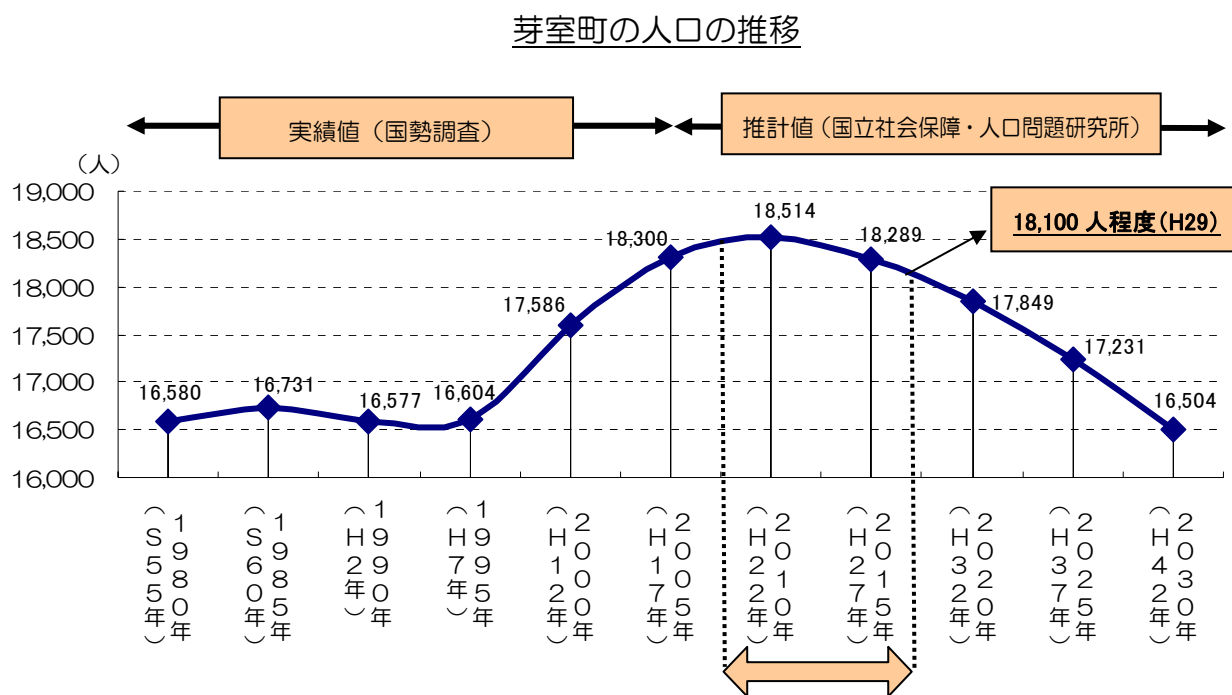
#### ◆将来人口の見通し

本町の人口は、昭和 50(1975)年代から平成 7(1995)年頃までは、ほぼ横ばいで推移しています(以下、人口は国勢調査ベースの数値)。

しかし、近年、帯広市など十勝圏域からの流入、とりわけ平成 14(2002)年度から開始した東芽室地区の宅地開発により、人口が増加しています。\*平成 17 年の人口伸び率は 4.1% (平成 12 年対比：全道市町村の中で 6 番目に高い伸び率)

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の人口は、平成 22(2010)年にピークを迎え 18,514 人にまで増加しますが、その後は全国的な状況と同様に、減少の一途をたどり、平成 42(2030)年には 16,504 人にまで減少すると推計されています。

なお、今後の人口推計値から推測した場合、第 4 期芽室町総合計画の最終年となる平成 29(2017)年の町人口は、既にピークを過ぎ、18,100 人程度になると予測されます。



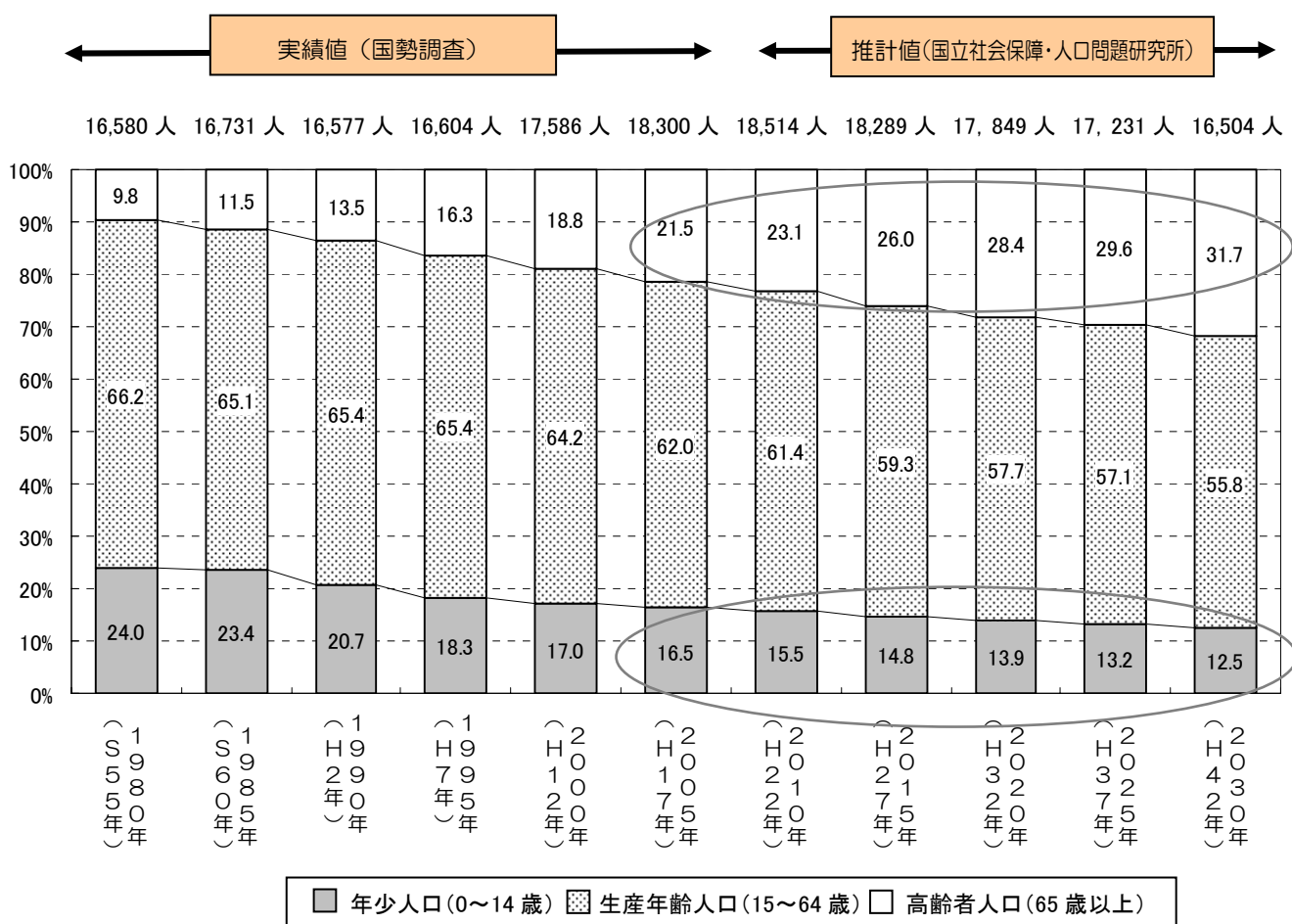
\*芽室町の場合、住民基本台帳より  
国勢調査人口の方が少ない

第 4 期総合計画の期間 (H20~H29)

◆年齢（3区分）別人口の見通し

平成17年国勢調査時点での本町の高齢化率(65歳以上)は、21.5%と全国平均(20.1%)を上回っており、なお上昇する傾向にあります。逆に年少人口比率(14歳以下)、生産年齢人口比率(15~64歳)は低下すると推計され、今後、本町における少子高齢化の傾向はますます強まるものと予測されます。

芽室町の年齢（3区分）別人口割合



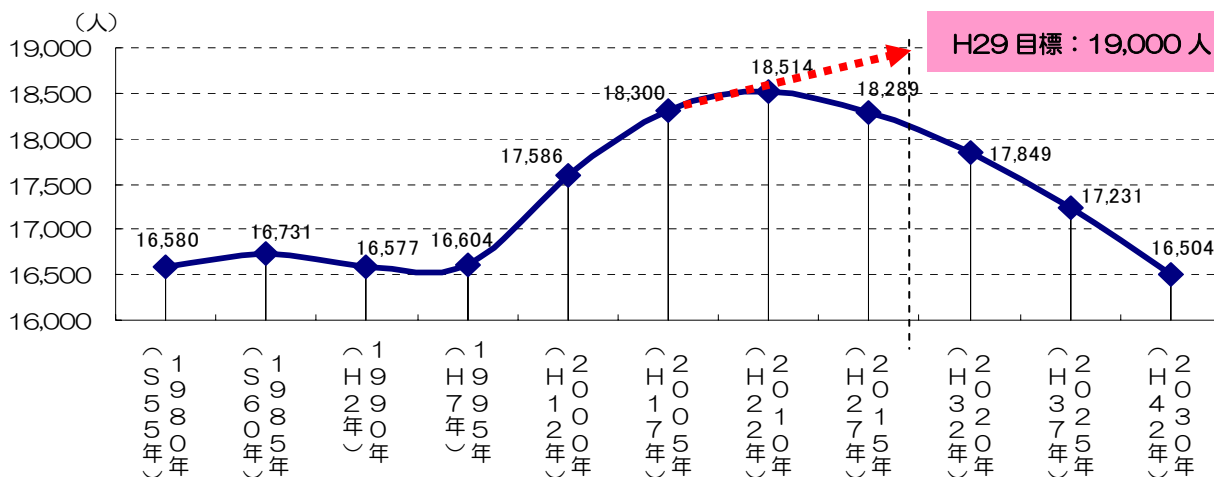
◆目標人口の設定

平成29年度における目標人口 19,000人 (国勢調査ベース)

本町の総人口は、現状のまま推移するとすれば、第4期芽室町総合計画の最終年となる平成29(2017)年の町人口は、18,100人程度になると予測されます。この見通しは、国立社会保障・人口問題研究所における推計を基にしており、自然増減はもとより、社会情勢を含めたこれまでの傾向を加味し、かつ、全国・全道の今後の傾向を考慮したものとなっています。

本町としては、安心して生み育てることができるような子育て支援施策や、快適な住環境の整備の推進などにより、町内への定住を推進し、平成29(2017)年度の目標人口は19,000人とします。なお、その際の年齢構成は、年少人口2,845人(15.0%)、生産年齢人口11,197人(58.9%)、高齢者人口4,958人(26.1%)としています。

区分	最終実績値	推計値	目標値
	平成17年度 (2005年度)	平成29年度 (2017年度)	平成29年度 (2017年度)
総人口	18,300 (100%)	18,100 (100%)	19,000 (100%)
年少人口 (0～14歳)	3,019 (16.5%)	2,600 (14.4%)	2,845 (15.0%)
生産年齢人口 (15～64歳)	11,353 (62.0%)	10,600 (58.6%)	11,197 (58.9%)
高齢者人口 (65歳～)	3,926 (21.5%)	4,900 (27.0%)	4,958 (26.1%)



## 4. 土地利用の方向

### ◆現状と課題

---

本町は、総面積 513.91 k m<sup>2</sup>で山林 207.84 k m<sup>2</sup>、畑 213.71 k m<sup>2</sup>、原野 16.89 k m<sup>2</sup>、牧場 13.45 k m<sup>2</sup>、宅地 10.07 k m<sup>2</sup>、雑種地 19.41 k m<sup>2</sup>、その他 32.54 k m<sup>2</sup>からなっています（平成 19 年 1 月現在）。

土地は、現在及び将来にわたる町民の生活や産業活動の基盤であり、持続的な発展に向け、自然環境の保全に配慮しながら計画的に利用することが必要です。

土地利用の課題としては、都市区域では、都市的な機能の維持や中心部の魅力の創出、本格的な少子高齢社会に対応した施設配置、拡大していく東側の宅地造成による東西のバランス、市街化区域内の未利用地の有効活用などが課題として挙げられます。

また、農業区域では農地の保全、森林地域では景観の保全、自然公園区域では貴重な自然環境の保全が必要です。

本町の美しい自然を生かしたまちづくりや、利便性・機能性の高い市街地の形成、我が国の食糧供給を担う農地の保全・整備などを基本としながら、今後の土地利用の方針を定めていく必要があります。

### ◆基本方針

---

#### （1）都市区域

計画的な市街地の形成を図り、街路・公園・緑地等の適正配置に努めるとともに、将来的な人口動態を見据えた公共施設等の配置の検討を進め、合理的な土地利用の推進を図ります。

- ・計画的・合理的な土地利用の推進
- ・人口動態に的確に対応した公共施設等の配置
- ・土地利用、公共施設配置、中心市街地活性化、道路網などを都市計画として一体的に検討

#### （2）農業区域

本町では、豊かな大規模畑作農業が営まれています。WTO（世界貿易機関）等における国際規律に対応していくため、国が進める品目横断的経営安定対策に対応し、担い手への農地集積を進めます。

#### （3）森林区域・自然公園区域

森林は、経済的効果だけでなく、国土の保全、水源かん養、二酸化炭素削減に与える効果など、地球環境を保持し改善に資する公益的な機能を有しています。これらの資源の保全とともに、自然とふれあう場としての活用に努めます。

また、美生川沿い伏美湿原のミズバショウ群生地など貴重な自然環境を保全します。

## 5. 財政運営の方向

### ◆現状と課題

---

町財政は、歳入では町税はここ数年堅調に推移していますが、大きな歳入要素である地方交付税については、国が進めている三位一体改革等による減額が続き、財政状況は年々厳しさを増しています。

今後も、高齢化による扶助費や各保険会計への繰出金が増加すると予測され、加えて国の行財政改革に伴う国庫補助金や地方交付税の削減が見込まれます。農業政策の転換による影響も懸念され、町税の伸びが期待できず、予算決算規模は縮小に向かわざるを得ない状況であり、自主財源確保など自主・自立に向けた取組が必要となります。

このため、本総合計画の期間においても、「芽室町自主・自立推進プラン」（平成17年3月策定）に掲げた考え方を受け継ぎ、その取組を可能な限り反映させることが必要ですが、今後の国による地方財政制度改革や、道州制・権限移譲の進展などにより、依然として町財政の見通しは不透明なものとなっています。

### ◆基本方針

---

#### （1）持続可能な財政運営

町民生活に必要な不可欠な公共サービスが常に安定的に供給され、社会情勢の急激な変化や行政需要の変化においても、迅速に対応できる持続可能な財政基盤を確立します。

そのためには、財政状況や課題を的確に把握し、将来の財政状況を見据えた財政運営が必要であり、第4期芽室町総合計画に沿った中期的な財政見通しを立てるとともに、毎年度見直し（ローリング）を行いながら進行管理を進めます。

#### （2）効果的・効率的財政運営

計画・予算・評価の連動を強く意識して行政経営を進め、総合計画と行政評価に基づいた予算編成を行います。

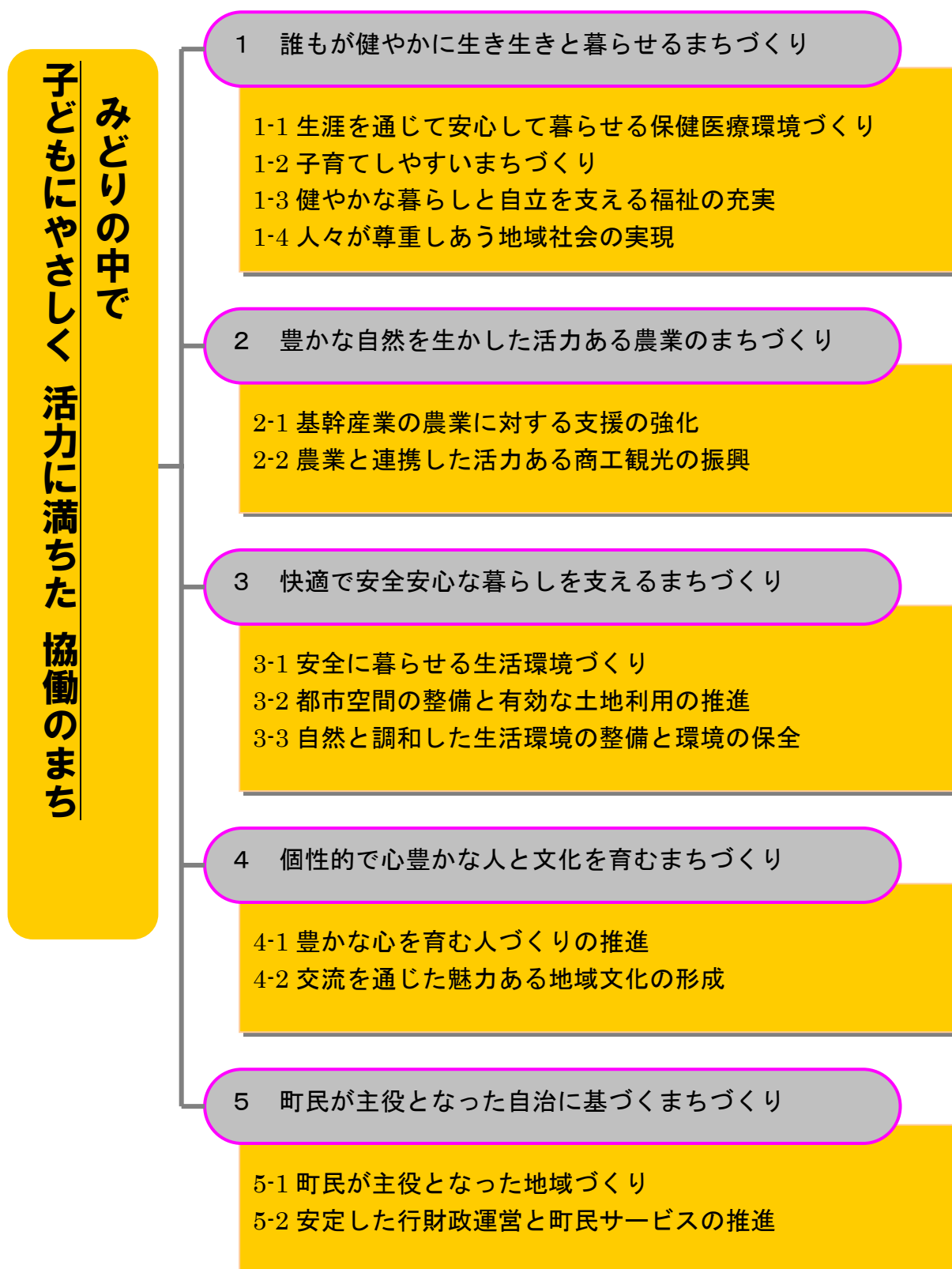
また、成果指標として、的確でわかりやすい財政指標を設定し、その向上を目指します。

#### （3）自主・自立的財政運営

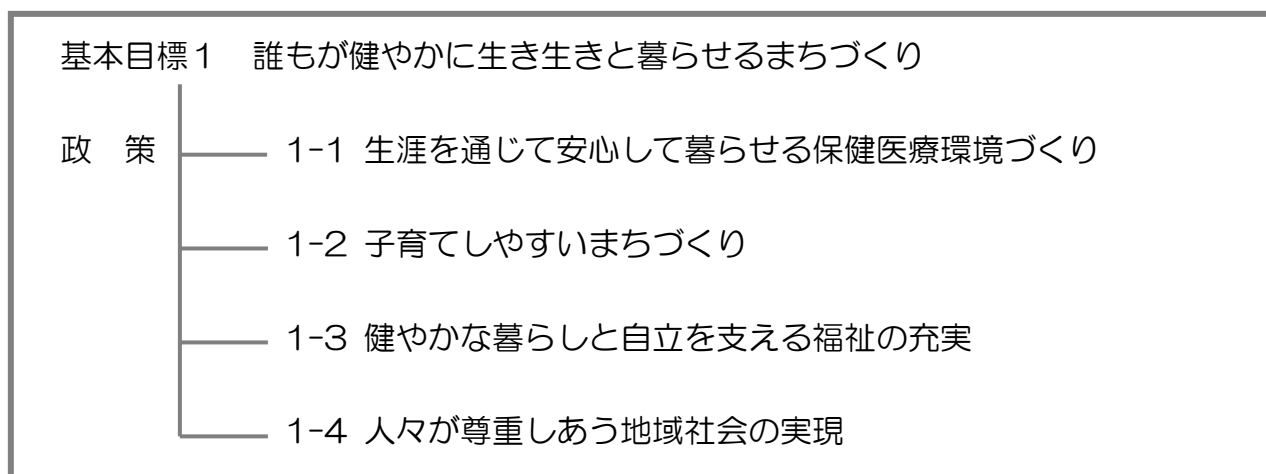
自主・自立の道を選択した本町では、役割分担（自助・共助・公助）を踏まえた財政運営が必要です。自主財源の確保を図るとともに、受益と負担を意識した施策を進めるなど、これまでの「芽室町自主・自立推進プラン」の考え方を受け継ぎながら、厳しい財政状況下での町政運営を行っていきます。

また、町財政の状況を町全体で共有するため、財政に関する情報を町民にわかりやすく公表していきます。

## 6. 基本目標と政策（施策の大綱）



## 基本目標と政策（施策の大綱）



### 1-1 生涯を通じて安心して暮らせる保健医療環境づくり

健康は、誰しも共通の願いであり、高齢化の進行や医学の進歩などにより、健康づくりに対するニーズは高度化・多様化しています。また、がん・心臓病・脳卒中や、糖尿病など生活習慣病の増加とそれらに伴う医療費の増大や介護を必要とする人々が増加しています。

生活習慣病を子どもの頃から予防し、いくつになっても健康で元気に生活できる期間（健康寿命）を伸ばして豊かな人生を過ごしてもらうためには、町民一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、健康的な生活習慣を身に付けていただくことが大切です。それが病気の早期発見と早期治療にもつながります。

このため、健康的な生活習慣を身に付けていただくための健康づくりの推進や、公立芽室病院の経営基盤の強化と医療体制の維持を図り、安心して暮らせる保健医療環境づくりを進めます。

また、近年私たちの食生活をめぐる環境が大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満の増加、伝統的な食文化の良さが失われるなど様々な問題が生じてきており、食の大切さに対する意識が希薄になってきているといえます。子どもたちをはじめ、すべての方が心身の健康を保持し、生涯にわたり生き生きと暮らすためには何よりも食が重要です。

このため、食育を推進し、望ましい食生活や生活習慣への関心を高め、食文化の継承を進めます。

### 1-2 子育てしやすいまちづくり

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを生み育てることができる環境をつくることは、少子化が進む地域にとって大変重要なことです。現代では、働く女性が増え、女性の生き方や考え方が多様化するとともに、結婚や出産に対する考え方も変わってきています。また、核家族化の進行、世代間交流の減少などにより、子育て環境も変化してきています。

近年は、幼児教育・保育について、保護者の就労の有無によって利用施設が限定されることや、子育てにおける選択機会の拡大の必要性などから、そうした垣根を取り除く必要があるといった指摘、また、幼・保から小学校への子ども情報の連続性を保つ必要性など、相互の連携が求められています。

本町としては、妊娠・出産から乳幼児期に不安や悩みを抱えることの多い母親を支援し、家庭だけでなく地域ぐるみで子育て機能を高め、地域社会全体で子どもを生み育てることの喜びを共有できるまちづくりを進めます。

また、「赤ちゃんに優しい病院（BFH）」である公立芽室病院の診療体制を維持し、保育・幼児教育については、地域の実情や多様化するニーズに適切かつ柔軟に対応できるように総合化を図っていきます。

### 1-3 健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実

急速に高齢化が進行するとともに、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加する中、近年は、地域住民相互の社会的なつながりが希薄となってきています。社会福祉協議会等と連携した活動や、地域住民による主体的な地域福祉活動を促進するためのネットワークづくりや支援体制を構築し、町民同士で支え合う体制づくりを進めます。

また、介護を要する高齢者の増加とともに、買物、通院などの日常生活に対する支援、家族介護に関する悩み、介護状態を予防するための取組の必要性など、高齢者への福祉サービスへのニーズは、ますます高くなるとともに多様化してきました。今後も増加傾向にある高齢者の方々が適正な福祉サービスを利用することができるよう、本町としても国の頻繁な制度改正に的確に対応しながら、特別養護老人ホームでの快適な生活の場の提供、また、総合的な在宅福祉の向上、生きがいの確保、介護予防などの充実に努めます。

他方、障がいを持つ方やその家族については、障害者自立支援法の施行により、障害種別に関わりなく一元的なサービスが提供される反面、定率負担が発生するなど取り巻く環境が大きく変化してきています。障がいを持った方の社会復帰・社会参加を促進するとともに、地域で支え合う福祉体制づくりに努めます。

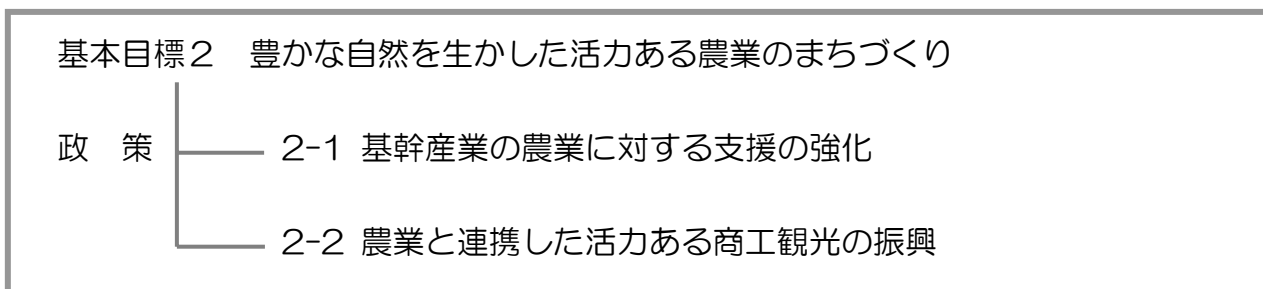
### 1-4 人々が尊重しあう地域社会の実現

我が国の憲法には、個人の尊重、法の下での平等が謳われており、男女が社会の対等な立場であらゆる分野とともに参画し、利益を享受し、責任を負う男女共同参画社会の構築が必要とされています。

しかしながら、女性の自立や社会参加の問題は、家庭や地域、職場など日常的な場面で、家事や育児・介護などの負担、雇用の男女格差、男性中心の地域組織のあり方など、固定的な観念による偏見や男女間の不平等感が存在していると考えられます。

このため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠であり、そのために地域が一体となって取り組むことができる社会環境の整備を推進します。

また、近年、高齢者等に対する虐待や消費者被害、児童虐待や配偶者等への暴力なども社会問題となっており、加齢や障がい等により判断能力が十分でない方たちへの判断能力を補うための仕組みや、虐待の防止、ウタリ住民福祉の向上など、すべての町民の権利擁護を基本とした、人権を尊重しあう社会の実現に向けた取組を進めます。



## 2-1 基幹産業の農業に対する支援の強化

昨今、農業を取り巻く社会的・経済的環境は、農産物の輸入自由化に向けた動きやこれらに伴う価格の低迷等から、厳しい経営状況になってきています。

国は、農業政策の転換を図り、「担い手」（認定農業者及び一定の条件を備える集落営農で一定の経営規模を持つ農家）を対象とした品目横断的経営安定対策により、担い手に施策を集中化・重点化させ、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策に転換したところです。本町としても、これらに的確に対応するためにも、今後の農業を担う農業者を担い手として認定し、農業経営の改善を支援する必要があります。

また、担い手の方々及び農業関係機関・団体とともに連携を図り、これまで進めてきた活力ある農業施策からさらに足腰の強い農業経営の構築を促進します。さらに、農業生産・経営にとって不可欠な資源である農地については、さらなる有効利用に向けて、担い手への集積を図るとともに、良質で安全な作物づくりと生産性の高い土づくり、良好な森林の育成など、環境保全型農業を推進します。

一方で、「地元で生産されたものを地元で消費する」地産地消は、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりや、生産者の販売の多様化が進む中で、消費者と生産者を結びつけるものとして期待が高まっています。本町では、農産物を核とした複合施設「みのり一む」を中心として、民間による取組が積極的に進められています。

地産地消の取組は、経済の地域内循環の面だけでなく、食育や健康志向、さらには観光・交流面など複合的な効果が高いと考えられ、今後も生産者・農業関係団体とともに、地域ぐるみで推進します。

## 2-2 農業と連携した活力ある商工観光の振興

本町の工業は、これまで工業団地を中心に食品加工業・農業機械工業の企業立地が進んできました。芽室東工業団地では、国内最大規模の生産能力を誇るチーズ工場の建設が進められているところであり、工業や酪農の振興、雇用機会の拡大、税収の確保など町の経済活性化に大きな貢献が期待されることから、今後も継続して企業誘致を推進します。

また、商業については、帯広市等への購買力の流出や地元商店街の後継者不足など取り巻く環境は厳しい状況にあります。中心市街地の空洞化対策や消費者のニーズに対応した、個性的で魅力ある店づくりによる活気あふれる商店街の振興を図ります。

観光では、広大な十勝平野と日高山脈を背景とした自然環境を活かした景観や、発祥の地であるゲートボールなどの観光資源があります。これら、本町の豊かな自然や町民によって築き上げられ次世代に引き継ぐものとして選定した「芽室遺産」を活用するなど、他地域と差別化した魅力ある観光需要の掘り起こしや、農業や食をテーマとした観光産業の振興を図ります。

こうした、農業と連携した商工業の振興を図るとともに、交流の拠点となる中心市街地の賑わいや、地域資源を活かした観光の振興など総合的な取組を進め、豊かな自然と大地のもと、活力ある農業を核とした産業の振興を図ります。

## 基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

## 政 策

3-1 安全に暮らせる生活環境づくり

3-2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進

3-3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全

## 3-1 安全に暮らせる生活環境づくり

町民の生命・財産を守るため、地震・水害などの災害に対する防災体制を強化するとともに、災害時の迅速な情報提供体制づくり、防災訓練の実施などによる防災啓発活動の推進を図ります。

消防活動については、多様化する火災などの災害に対して迅速かつ的確な対応ができるよう、消防体制の充実とともに、町民一人ひとりの防火意識の高揚を図ります。

また、近年は児童生徒の登下校時の事件事故が全国的に目立ち、その安全対策という観点からも安心して暮らせるまちづくりが求められています。こうした中で、自らのまちを自らで守るという意識を高め、学校、家庭、地域、警察、職場そして行政が一体となった防犯活動を進めることにより、安全で明るい社会を築いていきます。

さらに、全国的に問題となっている飲酒運転や危険運転などによる交通事故はあってはならないことです。交通事故のない安全なまちに向け、交通モラルの向上や安全意識への啓発を進めるとともに、児童生徒や高齢者等に対する街頭指導など、行政・民間・学校・地域等が連携した交通安全の推進を図ります。

消費生活の安全面においては、昨今、食品加工物等の安全性に対する問題が頻発しています。食の安心安全の確保とともに、多様化する消費者ニーズに対応できるよう、関係団体等と連携し、消費生活の被害防止のための相談や未然防止の啓発に努めます。

### 3-2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進

近年の本町の人口は、南が丘地区や東芽室地区における宅地造成などにより、順調に増加している反面、中心市街地の空洞化傾向や市街地の二極化が懸念されています。今後は、人口の拡大のみを想定した土地利用ではなく、将来的な人口減少や本格的な少子高齢化に対応する町並みの整備・動線づくりが必要となります。

町人口の推移や町民ニーズ等を的確に把握し、中心市街地の活性化や高齢人口の増加などを踏まえた土地利用の方向性を定め、市街地の未利用地を減らしながら人口動態に適切に対応した有効な土地利用を進めます。

また、町内の住宅・住環境については、これまでも計画的な土地区画整理事業を行うとともに、公営住宅の建替えや維持管理等による快適な住宅の確保に努めてきました。今後は、土地利用の方向性を踏まえ、公共用地の配置や都市空間のバランス等を十分考慮しながら、安全・安心かつ利便性の高い機能的な町並みとするための住環境の整備を推進します。

交通網については、国道38号線・道道芽室東4条帯広線など、日常生活や経済活動の基盤の整備、北海道横断自動車道、帯広・広尾自動車道など高速交通基盤の整備を働きかけるとともに、鉄道運行や地方バス路線の確保と併せて、安全で快適に移動できるアクセスの向上に向け、一体的な調整を図っていきます。また、町道については、計画的な整備を進めるとともに、適切な維持管理と効率的な除排雪を推進していきます。

### 3-3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全

本町は、日高山脈の山並みを背景に、水辺の自然を残した河川、広大な農地、それらを取り巻く防風林など美しい自然景観に恵まれています。また、市街地では、住民参加のもと花による街並み景観づくりや美化運動など、町民が快適な気持ちになる取組を推進しています。

今後は、景観や環境美化に対する積極的・自主的な取組を促すよう意識の高揚を図っていくとともに、まちの歴史や文化を実感させるような景観づくりにも取り組んでいきます。

また、昨今の地球温暖化の防止に向けた方策は今後も欠かせず、町内の自然環境の保全に努めるとともに、バイオマス等の新たなエネルギーの必要性を認識し、その研究を進めます。

一方で、生活様式の多様化と生産活動の高度化などから、ごみが増加し、ごみの減量化・資源化に向けた取組を推進してきました。今後においても、廃棄物を減らしつつ有効活用を図るリサイクルを進め、環境と調和した持続的に発展する社会の構築を図ります。

生活環境の整備においては、ライフラインの基本である安全で安定した水の供給をはじめ、排水処理の適切な推進、公園の整備などが適切になされるようにしていきます。

## 基本目標4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

## 政 策

4-1 豊かな心を育む人づくりの推進

4-2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成

## 4-1 豊かな心を育む人づくりの推進

豊かな心を育む人づくりにおいて、教育の役割は大変重要です。新しい時代を切り拓く、心豊かでたくましい子どもたちの育成を目指し、子どもたちが、確かな学力と生きる力を身に付けることができる教育行政をすすめます。

地域の未来を担う子どもたちが、自ら考え学びながら思いやりや責任感を育み、心豊かでたくましく育つよう、特色ある学校づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全育成に努めます。

一方、豊かで実り多い人生を過ごすための趣味や特技、各種資格などを取得するといった学習意欲は、若年層から高年層まで広がっています。特に今後は、高齢化の進行に伴い、いつでもどこでも誰でも学ぶことのできる生涯学習体制へのニーズはますます高まることが予想され、参加しやすい環境の整備や情報の提供に努めます。

さらに、少子化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化などの社会状況から、家庭や地域の教育機能の低下が懸念され、青少年の心の問題が大きな課題となっています。青少年が、社会性や協調性など社会のルールを身に付けることができるよう、その育成のための取組を推進します。

## 4-2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成

町民が豊かな心を育み、潤いのある生活を送るためには、文化活動が地域に根ざして展開され、優れた文化を身近に接することができる環境を整えることが大切です。このため、地域における芸術の鑑賞や自発的な文化活動を促進し、文化・芸術情報を発信していく必要があります。また、地域の特色を生かした個性ある文化の振興や保存・伝承など、創造性豊かなまちとしての魅力をさらに高めていくための取組を進めます。

さらに、誰もが気軽にスポーツを楽しみ、心身ともに健康に生き生きと暮らせる環境づくりに努めます。

一方、他地域との交流や国際交流を通じ、歴史や文化を学ぶことは、まちづくりに対する興味や関心が高まるとともに、豊かな人間性を形成することにもつながります。地域間交流や国際交流を通じ、町民の交流等への意識高揚に向けた啓発と、情報の収集・提供を図り、本町の魅力ある地域づくりに活かしていきます。

## 基本目標5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

## 政 策

5-1 町民が主役となった地域づくり

5-2 安定した行財政運営と町民サービスの推進

## 5-1 町民が主役となった地域づくり

地方分権が進展し「地域のことは地域で決め、その責任は地域で負う」時代においては、自らの判断と責任のもと、自立したまちづくりを行っていくことが重要です。こうしたまちづくりを進めるため、町民の町政への参画を進め、いただいた意見等を政策や施策に反映するよう、開かれた町政を推進します。徹底した情報公開と説明を基本とし、効果的なタイミングでの説明を行うなど直接対話の機会を確保していきます。

また、団塊の世代といわれる方々が定年となる時期を迎えており、これまでの様々な経験で培った知識やノウハウを活かし、地域に貢献しつつ生きがいを感じられるような環境を整備し、喜びを実感していただくためのサポートを行います。

これからのまちづくりには、団体や個人の町民活動が大きな役割を果たしていきます。「めむろまちづくり参加条例」のもと、多様な町民参加の仕組みを設けるとともに、町民の主体的な参加を図りながら、いただいた意見の政策反映への強化を図ります。さらに、町民の皆さんが主体的に地域の活動に参加するための交流・連携の推進を図ります。

## 5-2 安定した行財政運営と町民サービスの推進

国と地方が対等・協力の関係になり、地方自治体は、自らの判断と責任による自治体行政を実践していくことが求められていますが、その一方で、財政面では、国の三位一体改革などの影響により、厳しい財政運営を強いられています。

本町においては、人口は増加傾向ですが、将来的には全国的な傾向と同様に減少に転じることが予測され、産業や人々の活力の低下が懸念され、町の歳入も大きな伸びは見込めません。

このため、「芽室町自治基本条例」に掲げる制度や原則に基づく町政運営を基本としつつ、これまでの自主・自立の取組を引き続き実践し、町民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

また、町税の低下や国による地方財政制度の改革など、社会経済情勢の変化に弾力的に対応できるよう、引き続き健全な財政運営を行います。

さらに、国や道が進める権限移譲について、町民サービスの向上につながる事務・権限を積極的に受け入れていくとともに、町民への積極的かつ迅速・正確な対応を心がけ、町民から信頼される行財政運営を進めます。



## 第 4 期芽室町総合計画の将来像について

【当初案】

**みどりの中で  
協働でつくる 活力と 子育てのまち**

【当初案に対する意見】

## ●10/4 第2回審議会

- ・ 「子育て」が上位置にあり、他よりウェイトが大きいように見える。今後、高齢社会が続く中で10年後を考えると「子育て」は重要な要素であることは理解しているが人口のウェイトからいったらどうだろうか。高齢者がいないがしろにされている感も受けるかもしれない。「子育てしやすいまち」という表現はまさにマニフェスト通りであり、もう少し抽象的な表現でもよいのではないかと感じる。
- ・ 文言だけ見ると「子育てしやすいまち」で締まるため、特に目立つ。「老後も住みやすい」まちであるイメージも与えられるよう、例えば「活力」を上にも上げるなどしてもよいのではないかと。

## ●10/15 住民福祉部会

- ・ 「子育てのまち」とあるが、高齢者を大切にしていない印象がある。「活力」に高齢者が含まれていることは理解するが、子育てが前面に出すぎているのでは。

## ●11/7 原案説明会（団体）

- ・ 将来像を「みどりの中で協働でつくる活力と子育てのまち」としているが、具体的に述べているのは「子育てのまち」というところだと思う。それはそれでいいが、高齢化がこれから進む中、高齢者に関する施策はあるが、目標に福祉の視点が抜けている。視点を少し変えていただけないか。

【変更案】

**みどりの中で  
子どもにやさしく 活力に満ちた 協働のまち**

◎当初案の「子育てのまち」は、子育て世代への支援というイメージが強いと考えられるが、地域全体で子どもを育むことが意図であるため、「子どもにやさしいまち」とした。

◎将来像の説明は、基本構想P1～P2のとおり。

## 重点施策

今後も続くと予想される厳しい財政状況を勘案すると、メリハリのある行政運営が必要とされます。

このため、まちの将来像の実現に向けて、施策の成果指標を向上させるため重点的に推し進めていく必要がある施策を重点施策として位置付けています。

本町では、第4期芽室町総合計画の前期5年間の重点施策を次のとおり設定しています。

### 重点施策

施策 安心して生み育てることができる子育て支援

施策 農業基盤の整備と農業経営の支援

施策 有効な土地利用の推進

施策 生涯学習の推進

施策 徹底した情報公開と説明

第4期芽室町総合計画の体系

